

平成 27 年 3 月 10 日

◎上田委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。(9時59分開会)

本日からの委員会は付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件はお手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、17日火曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

それでは、お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

(異議なし)

◎上田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従ひ、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《労働委員会事務局》

◎上田委員長 初めに、労働委員会事務局について行ひます。議案について、事務局長の説明を求めます。

◎片岡労働委員会事務局長 平成27年度当初予算につきまして説明させていただきます。資料②、当初予算議案説明書の678ページをお開きください。労働委員会の平成27年度当初予算額は、8,385万6,000円で前年度より517万9,000円の増となっております。主な要因は、職員手当など事務局職員の人件費の増によるものです。人件費を除きますと、前年度より10万3,000円の減となっております。

次に、予算の内容ですが、右の説明欄をごらんください。まず、1労働委員会運営費は、労働委員会委員15人の報酬と研修の負担金、定例総会あっせんなどの委員会活動に要します旅費などの事務費です。次に、2人件費は、事務局職員7人の給与費です。最後に、3労働委員会事務局運営費は職員の研修負担金と事務局の運営に必要な事業費や旅費などの事務費です。

以上で、平成27年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成26年度補正予算につきまして説明します。資料④、補正予算議案説明書361ページをお開きください。今回の補正は、委員の報酬が当初の見込みを下回ることになることから、報酬を160万円減額するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行ひます。

◎米田委員 最近、労働相談などふえていると思うんですけど、あっせんなどこの数年、どんなことがこんなふうに移しているのか、教えてもらいたい。

◎片岡労働委員会事務局長 本年度、この2月末現在の労働相談件数ですが、昨年4月から本年2月までの相談件数は363件になっています。平成25年度ですが相談件数は225件、平成24年度は201件になっております。ことしの労働相談件数が非常にふえていますが、相談内容の内訳を見てもみますと、いわゆるパワーハラスメントと呼ばれるものが97件ということで一番多くなっています。それから、解雇とか、あるいは退職、そういった内容の件数が続いております。

◎米田委員 賃金未払いとかサービス残業といった相談内容は、余りないんですか。どれくらいの件数でしょうか。

◎片岡労働委員会事務局長 相談件数は、パワーハラスメントが97件と申しあげました。その次の退職が58件、それから解雇が49件、続きまして賃金の未払いが41件になっております。

◎米田委員 労働委員会はそれであっせんという形になって、いわゆる是正指導になるのですかね。改善も図れたということでもいいですかね。

◎片岡労働委員会事務局長 労働委員会はいわゆる労働基準監督署と違いまして、そういう権限はありませんので、相談に乗りながら、アドバイスをして解決を図ることと、先ほど話が出ましたあっせんの場合には当事者である申請人と事業主の両方から話を聞いた結果、お互いに合意できるような内容のあっせん案を提示して、それで合意できますと、もめごとといいますか、うちへの申請事項は解決したことになっています。

◎米田委員 事業所側からも相談があるかもしれませんが、広く県民にこういう機関がありますよという、そういう周知はどんなふうにしているのでしょうか。

◎片岡労働委員会事務局長 周知につきましては、市町村とか関係機関、あるいは多くの皆様が利用するスーパーマーケットであったり、コンビニ、そういったところの例えばトイレにステッカーを張るとか、ポスターを掲示していただいています。あるいは関係の市町村、関係の事業所等にリーフレットを置いていただいております。また、県の広報紙のさんSUN高知ですとか、市町村の広報紙などにもお願いして掲載していただいております。それから、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミを利用するといった方法で周知を行っております。

◎米田委員 相談件数は、おととしが201件で、2月末で360件なので、大体倍ぐらいになるということですね。働く人にとっても非常に大変な状況にありますので、ぜひ役割を十分果たして、PRも十分してください。相談の駆け込み寺的な役割も果たすようにぜひ努めていただきたいと思いますので、要請しておきます。

◎上田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

以上で労働委員会事務局を終わります。

《商工労働部》

◎上田委員長 次に、商工労働部について行います。それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎原田商工労働部長 それでは、商工労働部の議案について報告事項とともに説明したいと思います。後ほど課長の説明もございますので、会計ごとの概括と主な新規の分だけを中心に話をさせていただきます。

初めに、平成 27 年度当初予算です。資料②の 266 ページをお願いします。商工労働部予算、平成 27 年度当初の総括表です。平成 27 年度の欄の一番下の計です。当初予算額 72 億 1,131 万 1,000 円で、これは左にある前年度と比較しますと大体 23 億 5,000 万円余りの減となっております。ただし、事情がございまして、一つは緊急雇用の事業予算が廃止方向になり、22 億円ほど減となっております。あわせて、今回、国の補正予算の交付金事業を活用して、当初に本来計上すべきものを 2 月補正のほうに移して前倒しでやっております。参考までに、その基金事業分を除いて、なおかつその 2 月補正に回したものを合わせますと、トータルで 6 億 6,000 万円余りの増、率でいいますと 9.7%の増となります。これは参考ですが、実態はふえているということになると思います。

続きまして、特別会計ですが、資料②の 777 ページをお願いします。中小企業近代化資金助成事業の特別会計です。これは、上は計画推進課という産業振興推進部ですが、その下の 2 つ、工業振興課、経営支援課がございます。ちょっと変更がございましてのは経営支援課のほうでして、経営支援課の平成 27 年度と平成 26 年度を比べますと 6,300 万円余りの減となっております、これは国の制度改正に伴う設備貸与資金貸付金の減少によるものです。

続いて、789 ページをお願いします。流通団地及び工業団地造成事業特別会計ですが、平成 27 年度、真ん中の下の計が 19 億 9,000 万円余りとなっております、前年度と比較して 11 億 7,000 万円ほどの増となっておりますが、これは主な理由としては、高知一宮団地の造成及び関連工事費に係る経費を今回計上し、大幅にふえたということです。

次に、平成 26 年度の補正予算の概要です。資料④の 131 ページをお願いします。商工労働部 2 月補正のページです。先ほど申し上げましたように、国の地方創生交付金を活用した複数の事業をこの補正予算に前倒し計上しております。その増額分と、緊急雇用基金事業などで当初見込みを下回った部分の減額分を足したものです。補正額の計、一番下ですが、2 億 3,000 万円余りの減額補正をお願いするものです。

続きまして、2 月補正の特別会計ですが、386 ページをお願いします。中小企業近代化資金の特別会計です。これは計の欄、1 億 3,000 万円余りの減額補正をお願いすることに

しております。これは主に、設備貸与事業の貸し付けが当初見込みを下回ったことが原因です。

続きまして 389 ページ、流通団地及び工業団地造成事業特別会計の 2 月補正です。700 万円余りの増額をお願いしております。これは主に、流通団地造成事業で借り入れております地方債の繰り上げ償還を行うということで増となっております。

次に、平成 27 年度当初予算、それから平成 26 年度 2 月補正予算のうち、新規事業といったものを中心に説明させていただきたいと思います。平成 27 年度 2 月定例会、括弧で議案補足説明資料となっております。青いインデックスに商工労働部とありまして、赤いインデックスに各課名がついております。2 ページをお願いします。商工労働部の予算の体系的なものが 1 から 5 までございます。商工労働部は、県政運営の 5 つの基本政策の 1 つの柱となっております経済の活性化を担っています。この 1 から 5 の予算ポイントですが、1 が産業振興計画の推進、2 中小企業者・小規模事業者対策の推進、3、4 それから 5 南海トラフ地震対策の推進まで、この 5 つの点を重点項目としております。この重点項目に沿いまして、主なものを説明させていただきます。

まず、7 ページをお願いします。この重点項目の 1 つ目の産業振興計画の推進です。真ん中の上のほうに㊦とございます。拡充分ということで㊦となっております。ものづくり産業強化事業費です。これは、今まで設備投資ですとかものづくりの企業の政策施策段階から販路拡大まで、3 つの補助金が平成 26 年度までございます。成長分野の育成支援の補助金、ものづくり地産地消・外商の補助金、設備投資促進事業に関する補助金、この 3 つの補助金を統合して、ものづくりの各段階で 1 つの要綱でパッケージとして支援をするために、あわせて拡充という形をとっております。この中では、設備投資補助の率のかさ上げも行います。

続きまして 10 ページをお願いします。真ん中ほどに㊧がございます。事業承継・人材確保支援事業費です。これは、今定例会の一般質問、それから予算委員会の場で御議論がありました後継者不在などに対応するため、事業承継や中核人材のマッチングに関する相談をワンストップで対応する窓口、それから実務に精通したスタッフが一貫してサポートする機能を備えました事業承継・人材確保センターを設置して、円滑な事業承継などを促進していきたいと思っております。

12 ページをお願いします。一番下ですが、㊨紙産業技術振興促進費です。紙産業のさらなる振興を図るため、昨年の 9 月補正予算として議決いただいております熱カレンダー、不織布製造装置などを技術や製品開発の拠点となります紙産業技術センターに導入して、紙産業における技術力開発力向上を図っていきたいと思っております。

15 ページをお願いします。これは商業の活性化ですが、上から 4 つ目に店舗魅力向上事業費補助金がございます。これは商工会、商工会議所などの支援機関と連携して、既存店

舗の魅力アップの取り組みを支援することで、商店街の活性化を図っていこうというものです。

一番下です。㊦として、ふるさと名物商品・地域プレミアム商品券事業がございまして、これも国の交付金を活用して、本県特産品のPR、それから販路拡大、地域消費の拡大を図りたいと思っております。

16 ページをお願いします。これは、重点項目の2 中小企業者・小規模事業者対策の推進ですが、一番下のほうに括弧がございまして、資金繰り金融支援、中小企業・小規模事業者支援の一つの大きな柱ですが、金融支援です。その下から2行目に平成27年度の融資枠がございまして、438億円の融資枠を設けて、引き続き中小企業の事業活動を支援していきたいと思っております。この中で1つだけ申しますと、一番下ですが、産業振興計画推進融資50億円と書いております。平成26年度から産業振興計画に関する事業支援ということで、この関係の融資枠50億円を始めております。大変好調でして、本年度は80億円を超える90億円近い枠が使われる予定ということで、平成27年度もぜひこれを使っていたきたいと思っております。

17 ページをお願いします。3番目の重点項目です。雇用労働対策の推進ということで、その下の最初の事業の㊦、UIJターン就業支援事業です。これは地域の中小企業の競争力を強めるのに必要な人材を都市部から受け入れやすくするために、企業が当該人材に支給する給与等の一部助成をしようとするものです。なお、これも交付金事業を活用して行うことにしております。

20 ページをお願いします。5番目重点項目の南海トラフ地震対策の推進です。これまでも引き続いてやっておりますが、企業、事業者のBCP策定支援など、事業者の防災対策を支援、推進していきたいと思っております。

次に条例議案に移りたいと思います。資料⑥をお願いします。12ページの一番上ですが、高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。これは事業主からの要望等もございまして、現在その事業主が雇用している労働者を対象に、県立の高等技術学校において、新たに職業訓練などを行うために必要な改正を行うものです。詳しくは課長のほうから説明させていただきたいと思っております。

次に報告事項ですが、商工政策課から産業振興計画の取り組み状況、また、毎議会で説明をさせていただいておりますが、雇用労働政策課からあったか高知雇用創出プランの執行状況、この2件についてこの後、御報告させていただきます。

最後に、雇用労働政策課という赤いインデックスがついている商工労働部の報告事項が議案補足説明資料の次にあると思っておりますが、21ページになります。毎回させていただいておりますが、平成26年度主な審議会等の状況の前回以後の報告です。雇用労働政策課で所管しております高知県職業能力開発審議会を2月16日に開催して、高等技術学校の訓練の

あり方について、各委員の皆様にご検討をいただいたところです。

以上で私からの総括の説明を終わらせていただきます。詳細は課長のほうから説明させていただきます。

◎上田委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎上田委員長 まず、商工政策課の説明を求めます。

◎吉本商工政策課長 まず、当課の平成 27 年度当初予算について御説明させていただきます。資料②、当初予算の議案説明書の 266 ページをごらんください。平成 27 年度の予算は、2 億 7,871 万 9,000 円です。前年度と比較して、2,000 万円余り、約 7%の減額となっております。部長から先ほど説明させていただきましたが、国の補正予算を活用して平成 27 年度に予定しております事業の一部を 2 月補正に前倒しして計上しております。その補正額を加えますと実質的には増額となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。267 ページをお開きください。特定財源の歳入の御説明です。上から 3 つ目の 5 商工労働使用料です。高知市布師田にあります中小企業総合センターの敷地の一部の目的外使用を許可した使用料です。

その 2 つ下の 6 商工労働手数料です。計量法に基づく検査の手数料です。

さらに 4 つ下、6 商工労働費補助金は、ものづくり企業の耐震診断、設計に要する費用に対する国からの交付金の受け入れです。

次に、268 ページをお開きください。計のところですか。これらにより、平成 27 年度歳入は 1,368 万 2,000 円となり、前年度と比較しますと、141 万 5,000 円の減額となっております。

次に歳出を御説明します。269 ページをお開きください。上から 3 項目、2 商工政策推進費です。課の日常業務に要する経費です。

270 ページをお願いします。一番上の計量検定費です。計量検定所で行います計量器の検定検査に要する経費です。

それから、下の 4 建設業経営革新推進事業費は、新分野へ進出を行おうとする建設業者や既に進出している建設業者を支援するものです。建設業経営革新推進アドバイザー委託料により、産業振興センターに専任のアドバイザーを 1 名配置して、新分野進出を希望している企業を訪問し、各種支援策や成功事例などの情報提供を行います。先進地の視察、勉強会もあわせて行っていきたいと考えております。来年度につきましては、既に進出をしている建設業者も直接訪問させていただき、経営改善の相談を受けることやノウハウの提供、経営のアドバイスなどを行う研修会を開催して、アフターフォローに努めたいと考えております。

5 の事業者地震対策促進事業費です。これは、民間事業者が行う地震防災対策を支援す

るものです。まず、商工業事業継続計画策定支援事業委託料ですけれども、地震の発生時に、県内事業者の損害を最小限にとどめて、事業の継続、早期復旧を図るための計画である事業継続計画の策定を支援するものです。昨年10月に県内の10人以上の従業員がいる製造業など900社にアンケート調査をしました。回答をいただきました300社弱のうち、BCP策定済み、または策定中の企業が76社ございました。未策定の企業が151社ございまして、策定していない理由としては、策定に必要なスキルやノウハウがない、時間的余裕がないとかという理由が寄せられております。そのため、平成27年度につきましては、従来からの取り組みに加えて、まずは簡単でもいいのでBCPを策定してもらうために必要な知識の習得や策定プロセスを体験してもらうセミナー、策定支援講座を開催して、多くの企業に策定の体験をしてもらう取り組みをやっていきたいと考えております。

続きまして、その下の中小企業耐震診断等支援事業費補助金につきましては、国の助成制度を活用しながら、耐震診断や耐震改修設計等に対する国3分の1、県3分の1の助成制度によりまして、震災対策を促進するものです。

次に、その下の民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金につきましては、民間事業者が震災時の津波から、従業員だけではなく、地域住民もあわせて避難できる施設の整備を行う場合にその経費の一部を助成するものです。

それでは、272ページをお開きください。債務負担行為を2件お願いしております。平成26年度2月補正に前倒しして計上しております事業承継人材確保支援事業費に係る事業承継等推進事業費補助金及び民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金につきまして、年度をまたぐ事案もありますことから、それに対応できるように債務負担行為をお願いするものです。

以上で、平成27年度の当初予算に関する説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成26年度の補正予算につきまして御説明します。資料④の131ページをお開きください。一番上の商工政策課ですが、今回、9,088万9,000円の増額補正をお願いしております。

まず、歳入から御説明します。132ページをお開きください。右の説明をごらんください。上段の防災・安全社会資本整備交付金に関しては、中小企業耐震診断等に係る補助金を活用する企業数が当初見込みを下回りましたので、減額をお願いするものです。下段の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に関しては、国の地方創生に関する補正予算に対応するため、前倒しして計上しました国庫収入です。

次に、133ページをごらんください。歳出につきまして、右側の説明欄により御説明します。まず1番、事業承継・人材確保支援事業費です。これは国の地方創生の補正予算に対応するため、前倒しで予算計上したものです。

お手元の商工労働部議案補足説明資料をごらんください。こちらの商工政策課の赤いイ

ンデックス、21 ページになります。事業承継のスキーム図を記載しております。左上の背景のところをごらんください。平成 22 年の国勢調査によりますと、県内の経営者層のうち 60 歳以上が占める割合は、企業の役員で約 5 割、従業員のいる個人事業主で約 6 割となっております。調査をするごとに高齢化が進んでおります。また、民間の調査によりますと、後継者不在の企業は約 5 割を超えております。このような企業の経営者層の高齢化が急速に進む一方、後継者の決まってない企業が多数を占める現状は、まさしく企業数の減少が懸念される状況です。また、地元の金融機関、商工会、商工会議所などとの意見交換会や協議の中では、人材の確保と事業承継に一層取り組むべしという御意見もいただいております。

そうしたことから、来年度は、対策の核となる組織として、高知県事業承継・人材確保センターを設置し、このような状況にできるだけ歯どめをかけていきたいと考えております。このセンターの体制ですけれども、黄色の部分です。県から職員を 2 名派遣するとともに、地元金融機関、商工会議所、それから専門的知識などを有する専門会社から派遣を受けまして、総勢 12 名を配置してワンストップで対応していくことにしております。

この事業の主な対象としては、地域住民の生活に密着したなくてはならない企業や、市場で競争力はあるものの、後継者不在のため望まざる撤退をしていく、そういった継続に意欲のある企業を考えております。

具体的には、右上に 5 つのポイントに記載しております。簡単に御説明をさせていただきます。ポイント 1 です。経営者の御相談に対してワンストップで一貫した支援を行いますとともに、そういう支援、相談をふやすために、ポイントの 5 ですけれども、セミナー等、キャンペーン、商工団体、金融機関などと連携した意識啓発セミナー、出前相談会等々行いまして、後継者不在の企業の掘り起こしを行いたいと考えております。

それから、ポイント 2 です。寄せられた全ての相談には、事業承継の経験を有する専門スタッフが対応させていただきます。それから、ケースの特徴に応じて支援チームを編成して、事業所の課題把握から事業承継計画の方針の検討、決定、計画に基づいた事業展開まで一貫したサポートをさせていただきたいと考えております。

次にポイントの 3 です。事業承継をより一層進めるために、事業承継計画の策定や、事業譲渡を支援するための補助金の創設をさせていただきたいと考えております。補助率は 2 分の 1 で、補助限度額は 100 万円を考えておるところです。

ポイント 4 につきましては、移住施策とも連携して、後継者や中核人材の確保の取り組みをさせていただきたいと考えております。もう一つの柱として、ポイントの 4、センターに直接寄せられた企業からの情報のほかに、産業支援機関や中核人材などから寄せられた情報と、民間ビジネス事業者、U・I ターン人材情報システムから得られた情報により、このセンターでマッチングすることで、中核人材、後継者の確保に取り組んでいきたいと

考えております。

次の 22 ページには、そのポイントごとの詳細を記載しております。これにつきまして、説明は省略させていただきたいと考えております。

それでは、資料④に戻っていただきまして、補正予算の議案説明書 133 ページをごらんください。次に、2 の事業者地震対策促進事業費です。耐震診断等に対する補助金と民間事業者の津波避難施設に対する補助金につきましては、当初見込みを下回ったため、減額するものです。

次に 134 ページをお願いします。繰越明許費です。事業承継・人材確保支援事業費ですが、先ほど御説明したとおり、国の交付金を活用した補正予算に前倒し計上しているもので、繰り越しをお願いします。

以上で商工政策課の説明を終わります。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 当初予算のほうの建設業経営革新推進事業費ですけど、現在も本県内でこういった取り組みをされていると思いますが、時間の関係もありますので全てとはいませんが、成果とか課題といった主な取り組み状況について、事例を少し挙げて御説明いただけますか。

◎吉本商工政策課長 現在、新分野に進出しました建設業者は 273 社です。平成 25 年は 14 社、平成 26 年は 9 社ふえております。以前のアンケート調査で新分野に進出をしたいという建設業者は 151 社ございましたが、今年度につきましては、このうち 130 社を直接訪問させていただいております。その中で 56 社が引き続き新分野への進出を希望されております。その訪問の中でいろいろいただいた御意見としては、郡部は仕事が余り出ていない、仕事があるのは都会だけであるとか、高知市は大手中心に忙しいが、そうじゃない会社があるといった御意見がありました。それから、進出を希望している企業につきましては、資金的な余裕がない。何をやるにしてもリスクが高いという御意見もいただいております。そのほか新分野進出に関する意見としては、太陽光発電に参入もしくは参入済みの会社が非常に多くて、大体 20 社ぐらいございます。それから、後のフォローをしっかりしてほしいという御意見もございました。

◎武石委員 今、太陽光の話も出ましたけど、具体的にどういう分野でしょうか。企業数は要りませんので、例えば農業分野に進出した企業の課題とか、あるいは福祉介護に進出したものがあれば、どういった課題があるか。その辺を御説明いただけますか。

◎吉本商工政策課長 介護分野につきましては、進出を希望していた企業からお話をお聞きしてございまして、今、介護施設が多くて、新たに参入するすき間がないとか、人手が少なくて介護する職員の配置が難しいという御意見をいただいております。それから、利益を上げるのは難しいというお話もいただいているところです。

それから、農業につきましては、今はこれはこの御意見はいただいておりますが、前にお聞きしたところでは、事業化するのに時間がかかるということでした。それから、リスクも高いという御意見もお聞きしているところです。

◎武石委員 その説明では、現状をよく捉えられてないような気がしますね。

それと、今の事例を聞くところによると、新分野に進出するための希望みたいなものが少しも出てこないような気がします。県として予算を使う以上、アドバイザーに任せきりな体質ではなく、県庁が持っているいろんな情報をそこに集約して、どこに導いていくのかというものが無いといけないと思います。

これだけの予算を組んで、どういった方向に建設業を導いていこうとするのか、部長の御所見をお聞かせください。

◎原田商工労働部長 建設業は、大きな雇用を抱えている分野ですし、国の主要な産業分野でございます。公共事業が非常に停滞した時代といいますか、なかなか先が見えない状況の中では、きちっとした支援をしていく必要があります。今後の公共事業の分野の成長を考えると、新しいメニューで従業員の雇用の確保もしていただく必要があることから、建設業者の新分野進出は、その中の一つの方法として始めております。委員が今おっしゃったように大きな部分ですと、今は建設業が割と上向きな部分があるわけですが、今後も、建設業者が新しい分野に進出する際には、県としては雇用の確保、それから建設業自体の安定的な今後の事業確保に向けて、いろんな場で情報を提供していくことが必要だと思っています。何より、商工労働部の視点で言えば、雇用を守っていただくための安定した経営体制の確保といったものが基本ですので、いろんな情報を提供しながら取り組んでいるところです。

◎武石委員 先ほどの課長の説明では、我々が知っている以上のものが全く出てこない。これ以上言いませんが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。やっぱり、アドバイザーに任せきりではなくて、県の役割があると思います。太陽光の話も出ましたが、太陽光なんか雇用をほとんど生みませんしね。建設業の企業経営という面ではプラスがあるかもしれませんが、雇用をつくるという意味では、太陽光に進出してもという疑念も残りますし、ぜひ、その辺の雇用をふやすことも視野に入れて取り組んでいただきたいと思いますし、また、6月議会などでも御報告いただきたいと思います。

それからもう1点。補正のほうの事業承継・人材確保支援事業ですけど、予算委員会で西内健議員も取り上げていましたけど、例えば1例挙げると、私の地域で気になるのはガソリンスタンドですね。ガソリンスタンドもやっぱり何十年に1回程度、タンクとか軽油の給油機などを更新しないといけない。その費用負担が莫大なので、後継者もいないし、この際やめようというケースが結構出てきています。ガソリンスタンドが集落からなくなるということはもう言わずもがなです。この取り組みによって、そういったガソリンスタ

ンドも承継できるというシステムをつくっていただきたいという大きな期待をしています。ただ、そういった場合に、何千万円もかかる投資をじゃあ誰が負担するのか。ハイブリッド車とか電気自動車の普及によって、ガソリンスタンドの経営に先が見通せるのか。そういったこともあって、やっぱり今の経営者がやめるという話を実際私も聞いていますので、果たして若者が新たな借金、投資をして、そういった事業を承継するのかどうか。あるいは現事業者が承継するメリットですね。メリットがないと、もうやめたほうがいいということになると思うのですが、その辺を県としてどう捉えているのか。

現事業者のメリット、それから、事業承継する側のリスクヘッジとか、そういったところをどう捉えているのか。ガソリンスタンドのこの例でお聞かせいただきたいと思います。

◎吉本商工政策課長 現経営者のメリットについてですが、事業を継続したいという強い希望を持ちながら、高齢化などにより、事業継続が困難な経営者につきましては、このセンターで後継者を探して事業承継することで、現経営者の債務負担等々が軽くなると考えています。

受ける側としては、債務負担等を引き継ぐという部分では厳しいかとは思いますが、ただ、別の県の事例ですが、乾物屋の後継者を募集したところ、ほかに副収入があり、田舎暮らしに興味がある方から応募がありました。難しいケースではあるとは思いますが、田舎暮らしを希望される方には、そういうメリットがあると思います。

◎武石委員 そういったことを聞いているのではないですよ。そんな表面的なことではなくて、具体的にどうなのだという事。そんな甘っちょろい考えで後継者が来るか。

◎原田商工労働部長 すいません。補足説明をさせていただきます。やはり中山間地域の事業者は非常に厳しい経営状況にあるのは事実です。後継者問題を抱えられて、将来性も含めて非常に悩まれる中で、廃業を余儀なくされるといったようなケースなど、高知県の今の実情を考えるとということが基本でございます。何よりも、その経営の実情をきちっと把握をし、何が問題かという経営分析をこのセンターでやれるというのがまず基本だと思います。今回のこの事業スキームの基本そのままでは、高知県の場合はなかなか厳しいと思います。ですからその後に、事業の施策、企画段階から最後の販路拡大までいろんな事業支援スキームがある産業振興計画の事業を入れることによって、さらにその新しい経営革新を目指し、将来性を持っていただいて、そこを経営者の育成とともに支援する。要は、実際に承継があったとしても、その後、上に上がっていただく部分をどう支援するかというのが、今回のこの支援の基本だと思っております。ですから、単に現状があって後をどうするかということではなくて、きちっとした経営分析をし、後継支援もし、その後、県のいろんな施策を入れ、専門家の派遣を入れる中で、どう事業を立て直していくのかといったことを含めた経営革新プランをつくっていくのが、今回のこのセンターの支援の肝だと思っております。

◎武石委員 言うまでもなく、これはビジネスの世界の話なので、ボランティアでやる話ではないですね。だから、どういうふうにメリットがあるのか。リスクはあるけれどもこういう展望がありますよということを明確に出さないといけない。それがないと事業承継する動機にもならないですね。受けてやりましょうということにもならないし、そのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

◎原田商工労働部長 基本はそうだと思います。

◎武石委員 課長はもう少ししっかり説明してください。そんな説明では腹に入らない。

◎金子委員 事業者地震対策促進事業費によるBCPの策定についてですが、非常に重要な項目だと思って注目しています。これは時間をかけて取り組むことですが、3年経過してもなかなか周知徹底できていない。計画策定に必要なノウハウがないという説明があったわけですが、各地域の商工会議所を通じて徹底的に説明に入っていく必要があるのではないかと思います。それとあわせて、事業承継・人材確保支援事業費についてですが、後継者を必要とするやる気のある事業者のさまざまな課題の解決に向けて県に支援していただけるのは、素晴らしいことだと思います。この事業承継の問題を抱えている事業者の掘り起こしとあわせてBCPの策定をセットで進めていただきたいと思います。どのようにお考えですか。

◎吉本商工政策課長 BCPは非常に大切ですので、いろいろな機会を捉えまして、周知に努めております。例えばロータリークラブですとか、商工会議所、商工会、そういったところも通じて説明会をしておりますし、今後もするように考えております。新たに事業を承継する方につきましては、しっかりとBCP策定の説明をさせていただきまして、あわせて取り組んでいきたいと考えております。

◎金子委員 それと、新しい事業なので執行残が多くでることはやむを得ない部分がありますが、県全般に言えることは、事業や予算ありきという部分が見えると思います。例えば事前に、2、3年実施して、次の予算措置の際には、商工会や関係団体と真に必要な予算について徹底的に話し合っ、それに基づいて県が予算措置すれば、年度内の執行率や事業効果が高まると思います。全ての不用残が多すぎるので、平成28年度以降の予算編成のあり方については、もっと事業者自体が危機感を持って進めることを考えていただきたいと思います。

◎吉本商工政策課長 今回、アンケート調査を実施して、ターゲットとなる企業を明確にしております。来年度につきましては、そういった企業を直接訪問して周知を図るとともに、4月から市町村や商工会、商工会議所も回って、商工労働部の取り組みに加えて予算に関する説明も直接させていただきたいと考えております。

◎西森（雅）委員 BCP策定の関係ですが、これは委託してセミナーをやっていくということですかね。もう少し詳しく教えてください。

◎吉本商工政策課長 セミナーはBCP策定に詳しい事業者の方に委託をして、開催したいと考えております。セミナーの周知でありますとか、企業の方に参加していただくような働きかけは、県のほうでもあわせて行っております。

◎原田商工労働部長 民間の損害保険の大手の会社2社、税理士会、高知商工会議所、県の5者でプロジェクトチームをつくっております。その中で、会を開いて方向性などを検討しながら、どうすれば民間の企業の方に十分に周知できるのか、また、どのように取り組んでいくべきかを決めております。今、委員がおっしゃった意味でいいますと、そういった場で、県中心に民間企業等の意見も聞きながら進めています。組織として官民一体でやるという方法は確立させていただいております。

◎西森（雅）委員 今回のアンケート調査でも900社にアンケートを送って回答があったのは300社弱で、BCP策定済みが七十数社ということでした。その原因についても先ほど少しお話がございましたが、今までも、例えばパンフレットをつくったりしていたわけですが、なかなか進んでいかない中で、今回新たなこの事業費で進めていくということについて、目標をどのあたりに置いているのか教えていただきたい。

◎吉本商工政策課長 BCP策定の目標についてですが、産業振興計画では、従業員50人以上の事業者で50%ということになっております。前回の調査では、大体従業員50人以上の事業者において、BCP策定を予定しているところも含めると48%以上となっておりますので、ほぼ達成可能だと考えております。今回は従業員10人以上の事業者が対象ということで、より裾野を広げて、できるだけ多くの皆様に事業承継計画をつくっていただく取り組みにしています。そして、BCP未策定の企業151社をターゲットにして、直接訪問するとか、いろいろな情報を提供することによって、BCP策定件数をふやしていきたいと考えております。この2月にセミナーを開催しております、BCP未策定の事業者にも案内状を送って、参加していただくような取り組みもしているところです。

◎西森（雅）委員 平成27年度に関しては、BCP未策定の151社のBCP策定を勧奨し支援していくというお考えですか。

あと、補正予算で、中小企業耐震診断等支援事業費補助金と民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金が随分減額になっていますが、同程度の金額が平成27年度の予算として計上されているのは、どう捉えればいいのでしょうか。

◎吉本商工政策課長 まず、耐震診断につきましては、昭和56年の5月以前に建築された建築物が対象であるため、件数が少なくなっておりますが、アンケート調査によると、耐震診断等をやりたいという企業が5社ほどございますことから、来年度につきましては実績が上がる見込みなので計上させていただいております。

それから、民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金につきましては、民間事業者が所有する建築物等に津波避難施設の整備を行う場合のものであるため、予測が難しい

ところがございます。ただ、施設を整備していただくと非常に効果があるとともに経費も安くおさめます。今後、周知を図っていくことにより、掘り起こしも行っていきたいと考えておりますので、この予算を計上させていただいています。

◎西森（雅）委員 平成 26 年度はなぜできなかったのですか。

◎吉本商工政策課長 平成 26 年度の民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金につきましては、1 社 1,000 万円の実績ございますが、民間企業に施設を整備していただく際の補助金ですので、なかなかそういう機会がなかったというふうに考えております。

◎原田商工労働部長 補足をさせていただきます。避難施設の整備というのは、基本的には市町村のほうで計画を立てて進められておるところです。商工労働部の視点でどうしてこの補助金を設けたかといいますと、避難施設の整備が進んでいく中で、もう一つ施設が必要であるとか、隘路的なところがあるといった場合に、民間企業の方の協力を得て、補足的に避難施設の整備を進めていくことも必要だと考えています。例えば避難施設が一定の数あっても高齢者にとっては遠いところがあります。その場合、企業の方にお声をかけさせていただいて、市町村と協定を締結して施設を整備していく。全体ですき間を埋めていけるような整備手法を構えていこうというのが基本の考えでございます。年間で言うと数件ずつ行っていますが、積極的に推し進める性格のものではないと捉えております。基本的な市町村の津波避難計画の中で、ここはといったところにこの事業を使って施設を整備して、より確実な避難施設の整備ができるようにしていきたいと思っております。

◎米田委員 270 ページの経営革新の新分野進出の件でお聞きします。厳しい状況の中で、雇用などを守っていかないといけない大変な局面だと思いますが、新分野に進出された 273 社については、その後も引き続き経営を持続されているのですか。

◎吉本商工政策課長 273 社は延べ数でございます。持続している企業もあれば、中には撤退している企業もあると考えております。今回、151 社の企業の中で直接訪問した 130 社のうち、56 社が引き続き新分野に進出したいという意向ですので、支援していきたいと思えます。また、既存の新分野に進出された建設事業者については、来年度に調査を行い、状況を把握したいと考えております。

◎米田委員 説明の中の 273 社と 151 社は別の事業所ですか。それとも 273 社のうち 151 社をもう一度訪問したということですかね。

◎吉本商工政策課長 273 社も含めた企業のうち 170 社ほど訪問しております。平成 25 年の 9 月に実態調査を行った企業の中で新分野への進出を希望している企業数が 151 社でございますので、重複している可能性はございますが、今のところ把握していない状況でございます。

◎米田委員 この事業では、どのような専門性をもった方にアドバイザー委託をされているのでしょうか。

◎吉本商工政策課長 もともと業界にいらっしゃった方とお聞きしておりますが、詳しくは承知していません。後ほど御説明させていただきたいと思います。

◎米田委員 アドバイザーについては、後ほど説明していただければいいですけど、273社が進出した分野を見たら、福祉、農業、サービス、林業となっています。先ほど、273社がその後どうなっているかお聞きしたのは、厳しい社会情勢の中、アドバイザーの支援を受けて新分野に進出できたとしても、経営が維持されることが一番大事だと思ったからです。アドバイザーがいたという業界は建設業だと思いますけど、これからいろんな分野へ進出を希望する企業への支援を行うアドバイザーが建設業界にいた方というのは、専門的な知識などから考えても適任なのかどうかと感じます。このアドバイザーの仕事は大変重要だと思いますが、県としてどう考えておられますかね。

◎中川商工労働部副部長 このアドバイザーは、建設業界関係の方です。この方については、建設業の内容をよく知っているということがまず一つ。それからアドバイザーが駐在している産業振興センターでは、ハードからソフトからいろんな事業の内容も把握していますので、こういう企業がこういう分野へ進出したい、逆に今こういう市場であれば、建設業者であっても人材や重機を使って進出できるのではないかとあります。そこで産業振興センターの中に駐在することによってそういう意見交換、情報交換、企業への方向性も検討するというところで、建設業界の方をお願いしているところです。

それから、先ほど、新分野への進出企業のその後というようなお話もありました。先ほど武石委員のほうから6月議会で報告というようなお話もいただいておりますので、詳細について早急に整理して、あわせて報告をさせていただきたいと思っております。

◎米田委員 このアドバイザーの業務内容ですが、新規の相談もあるでしょうから、先々見ていかないとはいけませんけど、もう一つの役割としてはやっぱり、新分野へ進出した企業が持続しているかという観点も業務の一つにしないといけない。一瞬進出して次の年には撤退していたでは本当の意味でアドバイザーの役割を果たしたとは思わないと思うので、産業振興センターの力も借りながら、業者の皆さんの思いに応えられるような事業費の使い方をさせていただきたいと思います。

それともう一つ、事業承継・人材確保ですけど、よく休廃業が215件で倒産35件と言われますが、平成26年度の結果は出ていますか。また、全国的には休廃業の傾向としては少し減っていますよね。平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度の休廃業と倒産の状況が、もし今わかるのであればお聞かせください。わからなければ、また後でもいいですけど。

◎吉本商工政策課長 平成26年度につきましては、調べて後で御報告させていただきたいと思います。

◎米田委員 そしたらまた平成23年度からこの数年間の資料をお願いします。

◎吉本商工政策課長 わかりました。

◎米田委員 休廃業されている分野が割と特定されていると思いますが、215 件の業種や割合はどんなふうになっていますか。

◎吉本商工政策課長 休廃業の中身でございますが、業種でいいますと、建設業が 28%、小売業が 21%、それからサービス業が一番多くて 29%でございます。その 3 業種で全体の 77%を占めております。

◎米田委員 休廃業の中身自体はやっぱり景気の冷え込みがもろに影響するところですね。この事業承継・人材確保センターも、このことを前提にしてどうしていくか知恵も力も使っていないといけないのではないかと思います。サービス業などはなかなか先が見えない分野ですので、景気全体のことを踏まえた観点も含めて対応をしていただきたいと思います。確かに全国一の対応をしようということでも前向きな体制が取られていますけど、心配しているのは、PRしても相談する人が来るだろうかということ。大体の事業者が、先の見通しが無いとか、後継者がいないために、借金を抱える前に休廃業されます。ですから、キャンペーンも張られる、PRもされると言われていますけど、どうやってワンストップの窓口に来ていただくか。そこはやっぱり知恵を働かさないといけないと思います。困っている方にセンターが接近できないことを心配するのですが、相談者がたくさん来るだろうと思っているのか。それとも何か対策をとられるのか。

◎吉本商工政策課長 事業承継に対して意識啓発も行っていかなければならないと考えておりますが、まず、このセンターのことをよく知っていただくために、市町村に直接出向いて説明もさせていただきますし、地域の商工会、商工会議所などに参りまして、そういった事業者の情報も収集していきたいと考えています。それから、関係の深い金融機関にも出向いて、地域の金融機関の視点でありますとか、そういうところから情報の収集も行っていきたいと考えております。加えまして実態的な調査も行いまして、どういうところにお困りがあるかということも調べて、直接対応していきたいと考えております。

◎米田委員 そういう取っかかりから事業所と結びつくというのは非常に大事だと思います。市町村は事業所とはそんなに結びついていませんから、市町村に説明しても成果には結びつきにくいと思いますので。

◎原田商工労働部長 補足でございますが、金融機関もそうですし、産業支援団体、商工会、商工会議所、産業支援センターなどいろいろございますが、連携して徹底した周知をします。現地にも行きますが、いずれにしても、逼迫した状況になってから慌てて動かれても若干時期的に遅すぎることもあるのが今の実態だと思います。今はまだ若くて体ももつし、子供が小さいからということもあると思いますが、やっぱり 5 年先 10 年先にそういう問題が来ることを考えていただけるような広報や普及が、特に高知県の場合は必要だと思っています。表に出さないような事前の対応もこのセンターの大きな役割だと思ってお

ります。

◎**米田委員** 私が言おうとしたことを部長が言ってくれました。駆け込み寺的な役割もありますけど、このセンターの取り組みを通じて事業承継することで、休廃業へ追い込まれないような施策を実現しないといけない。また、このことを門構えした行政全体の仕事として、やっぱり休廃業へ向かう、そこへ向かわないでもよい、そういう施策全体もあわせてやっていかないといけない。何かもぐらたたきみたいにそこだけをしてもなかなか解決できませんので、そういう視点も含めてやっていただきたいと思います。

◎**樋口委員** 確かにいいアイデアとは思いますが。しかし、まず1つ目に、現在のこの田舎の地方の小売業の厳しさを考えたら、やめたいけれど借金があるからやめられないというような現状の中で大変難しい課題だと思います。

2つ目は、先ほど副部長も含めて6月議会で報告すると言われましたが、6月議会で話を聞けるかどうかかわからない議員もいますから、現状でどうなっているか聞きたいのですが。

3つ目は、アドバイザーは建設業関係の人と言われましたが、委員会でどのような人と聞かれた際の回答が、建設業関係の人という表現は余りにも曖昧過ぎます。現場の土木作業員も建設業関係の人ですよ。例えば、県庁の土木部にいて建設業のどこそこに再就職した者といったように、もう少し詳しく説明をしてください。

4つ目は、先ほど課長が平成25年9月の調査と言われましたが、平成26年ではないでしょうか。

◎**吉本商工政策課長** 事業承継、それから、建設業につきましても平成25年9月と平成26年10月の2つの調査を行っております。

報告につきましては、わかり次第御報告させていただくように考えております。

それから、建設業のアドバイザーにつきましては、後ほど詳しく御報告させていただきたいと思います。

◎**樋口委員** 部下がいるのだから、誰かにもう少し確認して説明してもらえませんか。これは委員会ですから、後ほどとばかり言っていてはいけませんよ。

◎**吉本商工政策課長** 建設アドバイザーにつきましては、建設会社の総務担当をされた方です。

◎**樋口委員** 時間があつたらもっと追求するところです。時間がないので、これ以上言いませんけど、満足できる内容じゃないですね。

◎**上田委員長** それでは、以上で質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎**上田委員長** それでは、次に、工業振興課の説明を求めます。

◎**松岡工業振興課長** それでは、工業振興課の平成27年度の当初予算と平成26年度2月

補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、平成 27 年度の一般会計の当初予算につきまして、お手元の②とあります議案説明書の 266 ページをお開きください。予算の総括表です。上から 2 段目、工業振興課ですが、平成 27 年度の一般会計の予算総額は、7 億 4,164 万 1,000 円で、平成 26 年度に比べて 1 億 5,542 万 9,000 円、約 17.3%の減となっております。減となりましたのは、国補正予算を活用し、一部の事業、2 億 7,000 万円余りを 2 月補正に前倒し計上したためで、詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。

それでは、歳入から御説明させていただきます。273 ページをごらんください。特定財源の主な歳入につきまして御説明します。中ほどに商工労働費補助金とございます。こちらは、平成 26 年度から強化したものづくり地産地消・外商センターの取り組みに対する国の補助金の受け入れです。

次に、274 ページ、2 つ目の項目に雑入として、商工労働部収入とございます。こちらは室戸市と共同で実施しております室戸海洋深層水ブランド化事業に要する経費の室戸市負担分などです。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。275 ページをごらんください。右端の説明欄に沿って主な事業について、御説明させていただきます。まず、下の欄の 5 行目にあります製造業ポータルサイト改修等委託料です。製造業ポータルサイトは、県内製造業者の製品や技術等の情報をインターネット上で公開し、企業間取引を支援するために構築しましたウェブサイトです。来年度は通常の保守管理などに加えて、不正アクセスなどの防止対策を強化するための改修を委託してまいります。

その下、一つ飛ばして、ものづくり担い手育成事業委託料です。こちらは、ものづくり企業に不可欠な溶接や機械加工、生産管理などの基盤技術に係る人材育成の事業を高知県中小企業団体中央会に委託するものです。

次に、276 ページをごらんください。1 行目のパンフレット作成委託料は、県内外で防災関連製品の P R を行うため、高知県防災関連製品認定制度に基づく認定製品のカタログを作成するものです。

次に、3 行目から 6 行目にあります地域づくりという言葉がついた事業につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金を活用し、収益向上やスキルアップなどによる地域雇用の拡大や処遇改善を目的に、高知県食品工業団地事業協同組合などへ、展示会の出展や会員向けの各種セミナー開催などを委託するものです。

3 つ飛ばして、海外見本市出展負担金は、海外への販路開拓を支援するため、タイのバンコクで開催されます東南アジア最大の見本市、メタレックスに四国 4 県連携事業の一環として、共同出展するための負担金です。

次に、その下の伝統工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金です。本県の伝統的産業

の担い手不足を解消するため、人材の発掘・育成を目的として、平成 26 年度新たに創設しましたこちらの補助金ですが、技術習得のための短期研修や長期研修を行おうとする市町村に対して助成を行うものです。次の伝統的工芸品産業支援事業費補助金、こちらは平成 27 年度に新たに創設しようとするものです。国の伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づきまして、計画収入を受け、事業を行おうとする高知県手すき和紙協同組合に対して、国補助金への継ぎ足しを行おうとするものです。

3、産業振興センター総合支援事業費です。こちらは高知県産業振興センターに関する事業費です。

ここで、ものづくり企業への支援についての全体像をまず説明させていただきます。議案補足説明資料の 23 ページ、工業振興課と赤のインデックスに記載しておりますページをごらんください。ものづくりまるごと応援パッケージの充実と記載しました資料です。平成 26 年度に本県のものづくりの流れをより大きく、より早く、より確実なものにするために、事業化プランの策定から販路拡大、事業拡大までを専任担当が一貫して支援していくための、ものづくり地産地消・外商センターを設置しました。資料の左下に少しオレンジ色で簡単に記載しておりますが、センターでは、県内製造業者全社への定期的な情報発信などに加えまして、月平均にして 263 回、1 月末時点で 2,634 回の企業訪問などを行ってまいりました。こうした結果、本年度から取り組みを始めております全国に売れる製品づくりの企画書である事業化プランの策定については、1 月末で 36 件着手しており、本年度目標としておりました 30 件の策定も達成する見込みとなっております。また、新たに開設しました名古屋事務所などと連携して、見本市の出展支援や同行訪問など外商サポートも強化してまいりました。こうした結果、1 月末での外商サポートによる成約金額は約 22 億円となっております、こちらも本年度の目標として掲げておりました 27 億円を達成できる見込みとなっております。このように本年度設置したセンターは、徐々に成果を上げつつありますが、さらなる本県経済の活性化を果たしていくためには、施策も含めてさらにバージョンアップをしていく必要があると考えております。こうしたことから、来年度は、3つの見直し拡充を行っていかうと考えております。資料の上段に3つのポイントを記載させていただきます。

まず、ポイント1です。本県では、これまでの産業振興計画の取り組みの中から、全国に通用する製品や技術が生まれつつあります。今後こうした製品技術を海外にも展開していく必要がございます。また、事業化プランに関しても、新たな事業化プランの発掘、それから、事業化プランに基づいて事業の円滑な推進のために、これまで以上に企業に寄り添ったサポートを行っていく必要がございます。こうしたことから、まず、海外展開につきましては、ものづくり地産地消・外商センターに貿易協会からコーディネーター2名の派遣を受けまして、県内企業の海外展開支援を本格化してまいります。また、県の組織で

いいますと、チーフクラスの主任コーディネーターを新たに配置して、サポートの質の向上もしていきたいと考えております。

次に、ポイントの2です。センターでの人的支援の強化にあわせて、助成制度の見直しも行ってまいります。

次のページをごらんいただきますでしょうか。資料の中ほど左、これまでの制度とあります段をごらんください。黄色の部分にこれまでの補助金を記載しておりますが、産業振興計画の推進の中で、左の上、試作機開発や製品改良を支援いたしますものづくり地産地消・外商推進事業費補助金、その右、設備投資を後押しいたします設備投資促進事業費補助金、その下の食品・天然素材など、今後成長が見込まれる分野ごとの研究会から生まれた事業化プランを支援していく研究会発事業化支援事業費補助金、この3つを創設して、これまで支援を行ってまいりました。

次に、下のパッケージ化の段をごらんいただけますでしょうか。今回、助成制度の見直しとして、まず、ものづくりの各段階に一つの補助要綱で対応できますよう複数の補助金を統合しパッケージ化を行ってまいります。

次に、中ほど下にNEWと記載しておりますように、県内企業の海外展開支援の本格化にあわせて、海外向け製品改良支援のためのメニューを創設してまいります。さらに、右の要件新設等の部分をごらんください。従来の設備投資の支援は、一人の新規雇用要件で、金融機関からの借り入れ利子相当額の6.8%の助成を行ってりましたが、県内の中小企業の多くは経営基盤が脆弱なことから、新たな雇用の要件はハードルが高い、あるいは土地・建物も補助対象としているこの補助金の補助率を引き上げてほしいといった御要望をお聞きしておりました。今回こうした声に対応して、新たな雇用がなくとも制度を利用できますよう制度の見直しを行ってまいります。また、その下のNEWと記載しております箇所ですが、より雇用を発生させ、経済波及効果の高い事業につきましては、追支援を行うよう制度を充実させてまいります。なお、こちらの補助金は、左下に少し吹き出しに記載しておりますように、国補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、当初予算から補正予算に前倒しで計上した上で、繰り越しの後、来年度施行したいと考えております。

前のページにお戻りください。右上のポイント3です。マーケットインの視点でサポート強化と記載しております。研究会方式により、事業化プランの策定から販路拡大までを支援しております取り組みですが、全国展開を見据えた商品も出てきておりますが、一方で、プラン策定時の市場分析などが十分でなく、伸び悩んでいるプランもございます。このため、策定段階から販路拡大までの各段階で消費者に近いバイヤーの視点をこれまで以上に取り込んでまいりたいと考えております。

以上が、来年度の主な充実内容です。

資料②の 276 ページにお戻りいただきますでしょうか。それでは、産業振興センターに関する事業について御説明させていただきます。下から 2 つ目のものづくり総合技術展開等委託料です。こちらは、平成 26 年度まで計画推進課で行ってございましたものづくり総合技術展の開催等の委託を、平成 27 年度から当課が引き継いでいくものです。平成 26 年度は、ものづくりの総合技術展に県外から 45 社の企業の方々をお招きし、商談会を行いました。来年度は目標を 100 社といたしますなど、これまでの取り組みをさらに強化してまいります。一番下の見本市出展業務委託料は、平成 26 年度にはものづくり地産地消・外商センターへの補助金で実施していた見本市の出展を委託により、平成 27 年度から行おうとするものです。県外見本市への出展を高知県の名前で行うことにより、これまで以上に注目を集めるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、277 ページの一番上にあります中小企業経営資源強化対策事業費補助金、こちらは中小企業の総合的な支援を行う産業振興センターから、従来から行っております県内企業への相談対応や販路開拓、下請受注あっせんなどに対して助成するものです。

次のものづくり力強化対策事業費補助金は、ものづくりを応援する体制を強化するため、国の補助事業も活用しながら、平成 26 年度から創設したものです。先ほど御説明したように、来年度は海外展開支援を本格化していくことに加えて、主任コーディネーターを配置し、サポートの質の向上にさらに努めてまいります。

3 行目の 4 室戸海洋深層水ブランド化事業費です。一つ飛ばして、海洋深層水取水地連携推進事業委託料、こちらは全国の他の取水地と連携して行いますスーパーマーケット・トレードショーへの出展に係る経費です。

次に、1 番下の 5 中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金ですが、これは産業振興センターで実施しておりますこうち産業振興基金、いわゆる 100 億円ファンドの原資の一部とした地方債の借入利息を支払うために、一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものです。

次に、278 ページをごらんください。債務負担行為を 2 件お願いしています。初めのものづくり産業強化事業費補助金は、先ほど申し上げましたパッケージ化した補助金です。年度をまたがった企業の試作機開発や設備投資に対応するために、債務負担行為をお願いするものです。

次に、見本市出展業務委託料です。これは平成 28 年度当初に予定されております見本市へ出展するための経費です。主催者への出店申込みや出展企業の募集を平成 27 年度中に行うことが必要であることから、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、平成 27 年度の特別会計の当初予算について御説明させていただきます。777 ページをお開きください。当課で所管しております特別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計として、2 つ目の工業振興課の欄にございますとおり、平成 27 年度の予算額

は、前年度と同額の 749 万円となっております。これは、先ほど一般会計の繰出金で御説明しましたこうち産業振興基金の原資の一部として借り入れた地方債に係る借入れ利息を支払うための予算です。この予算に関する歳入部分を 781 ページに、歳出部分を 782 ページに、また起債に関する調書を 783 ページにそれぞれ記載しております。

以上で、平成 27 年度当初予算に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成 26 年度の一般会計補正予算について御説明させていただきます。資料④議案説明書の 131 ページをごらんください。上から 2 段目の工業振興課ですが、1 億 4,062 万 4,000 円の増額となっております。

135 ページをごらんください。歳入につきまして御説明します。こちらの商工労働費補助金につきましては、先ほど来お話してありますように、国の補正予算を活用し、ものづくり産業強化事業費補助金を当初予算から補正予算に前倒しようとするものです。また、あわせて、ものづくり地産地消・外商センターに充当する国の補助金の 300 万 7,000 円を増額補正しようとするものです。

続きまして、歳出予算のうち、主な事業について御説明させていただきます。136 ページをごらんください。まず、1 の工業振興対策費です。1 つ目と 2 つ目、設備投資促進事業費補助金と、研究会発事業化支援事業費補助金につきましては、平成 26 年度に国の経済対策により実施されました有利な事業を県内企業が活用したことや、社内事情により事業計画が当初から遅れたことなどから、減額を行おうとするものです。

次のものづくり地産地消・外商推進事業費補助金は、同様に国の有利な施策というものがございましたが、あわせて、現年予算で対応を見込んでおりましたものが、本年度につきましては、開発期間の長期化などにより、債務負担行為予算での対応となったことから減額をお願いするものです。債務負担行為につきましては 9 月補正でお願いをしたところです。

次に、ものづくり産業強化事業費補助金は、先ほど御説明しましたように、複数の補助金を統合し、パッケージ化を行ったもので、当初予算から前倒しで補正予算に計上するものです。

次の伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金は、研修生の受け入れ調整に時間を要したことなどから、減額するものです。

次に、2 の産業振興センター総合支援事業費です。初めの公益財団法人派遣職員費負担金は、産業振興センターから当課に派遣されております職員 2 名分に係る人件費です。下から 2 行目の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、ただいま御説明しました産業振興センターからの派遣職員の人件費につきまして、当初予算では補助金のほうに計上しておりましたので、今回あわせて減額を行うものです。一番下のものづくり力強化対策事業費補助金は、採用を予定しておりました統括 3 名のうち 1 名の適任者が見つからなかった

ことなどから減額を行うものです。

最後に、137 ページの繰越明許費について御説明させていただきます。こちらは先ほど御説明しました国補正予算を活用し、ものづくり産業強化事業費補助金を2月補正に計上をしたことから、繰り越した上で平成27年度に執行しようとするものです。

以上で、工業振興課の提出議案についての説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 それでは、質疑に入ります。

◎依光委員 まず、ものづくり産業強化事業費補助金は、制度がすごく使い勝手がよくなるということで、本当に評価しています。それで、伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費についてですが、期待していた事業だけに減額補正になったことは残念です。研修生の受け入れ調整に時間がかかったということですが、原因はどういったことだったのでしょうか。

◎松岡工業振興課長 平成26年度から開始した事業でして、当初予算では、それぞれの組合の方全てに大体何名程度を受け入れしていきたいかを聞いて、できるだけ対応できるように予算を計上させていただきました。実際のところ短期研修をされたのが土佐和紙と土佐硯の3名でした。それから来年度は研修なしで打刃物の方も入ってくるのですが、最初に短期研修をして、お見合いして、その後、実際にどうしますかという具体的な話になってくると、少し時間がかかったのかなと考えております。

◎依光委員 今年度も予算を組まれているので、ぜひ、使い勝手を改善することによって、利用してもらえないのではないかと考えています。事業承継の話がありますけど、情報提供というか、改善できないかなということでお話せさせてもらいます。例えば打刃物で息子が後継ぎとしてやっている場合です。打刃物であれば、香美市、南国市は大体盛んにやっていますけど、例えば須崎市になるとそこまでではない。ただ、須崎市でもおもしろいアイデアで商品開発をしていることも考えられます。補助対象が市町村ということで、市町村の温度差によって、使い勝手が良くなかった部分があるのではないのでしょうか。組合としては香美市、南国市でやっているのですが、それがうまくいかなかったのではないかなというのが1点と、教える人に月5万円が支払われることになっていたと思いますが、農業であれば、ある程度研修生に任せても機能すると思うのですが、打刃物などの場合は、結構危ないということがあって、つきっきりにならないといけません。そうすると、結局自分の仕事はかどらないために、収入が減ってしまう。それともう1つは、保険の問題で、作業に危険を伴うので、保険をかけるべきかどうかとか、そんなことが問題としてありました。私は打刃物に関しては、期待が持てると思っています。それはなぜかと言うと、組合のほうにも年間1人か2人くらい電話がかかってきて、やってみたいという人がいるそうです。ただ、事業者はある意味真面目で、打刃物をしてもうからないし、受け入れてもかわいそうだという話も出ています。ただ、やっぱり新しい血を入れていかないと新

しいアイデアも出ないし、業界としての発展もないと思うので、やりたい人は受け入れてあげてほしいという話をしています。だから、もう少し制度の使い勝手がよければうまくいくと思います。県庁の方も現状はよくわかっていると思いますので、何か改善できるようにお願いしたいと思います。

◎松岡工業振興課長　ことしから始まった事業でいろんなお話を聞いていくことで、我々も制度自体の見直しをしていきたいと考えています。農業・林業・水産業の制度と横並びでスタートしたこともあって、ことしはなかなか進まないということがありますが、他の原因の一つとして、研修期間の1.5倍以上の期間、県内で就業を継続しないといけないことなどは、負担感があると思いますので、来年度については少し緩和させていただいて、高知県にいてくれたら構いませんというように実態に合わせた見直しもしていきたいと考えております。それと、先ほどの5万円のその違いは、そこまで認識していませんでしたので、改めてそういったお話も聞かせていただきたいと思っています。あと、市町村を補助対象としているもう一つの思いとして、県外から来られた方は市町村でしっかりと迎え入れていただきたいという部分もあって、制度創設時は少し市町村をかました経緯もあるのですが、目的は後継者を育てていくことですので、実際に事業を動かしながら、組合とか、それぞれの団体の方の話を聞きながら、制度も見直すべきは見直していきたいと考えています。

◎依光委員　事業承継の事業も始まると思うのですが、同じことだと思います。やっぱり経営見通しが立ったら後継ぎもできると思うので、いろんな制度を組み合わせたらいいと思います。だからそういうところも含めてぜひよろしくお願いします。

◎弘田副委員長　関連ということで、予算委員会でも備長炭のことを聞かせてもらいましたけど、林業振興とこの産業振興はある意味裏表の世界というか、本当に関連していると感じます。今、ものづくり産業強化事業費補助金の創設ということで、本当に心強く感じています。人をつくることもそうですけど、新しい事業をつくっていくことは本当に新たなチャレンジをしないといけないので、実際に私もかかわっていく中で、あっちにぶつかりこっちにぶつかり、これは林業に相談しようかいやこれは商工労働部に相談しようだとかそういったことがいっぱい出てきます。その中で、こういったワンストップの制度ができれば、ここへ行けば林業のことも商売のこともいろいろ聞けるという話になると思いますので、ぜひ新たな芽を摘まないように頑張ってやっていただきたいと思います。所見だけでいいです。

◎松岡工業振興課長　林業、商工と言わずに、やっぱりそれぞれの事業者がかかわってくるとは思いますけど、お互いに林業と商工でいうと知恵を出し合ってどうしたらいいかというふうにやっていかないといけないと考えていますし、お客さんは県民ですので、できるだけこの部局も情報共有しながらそういった対応を心がけていきたいです。制度自体

もそういった方向で常に見直しをしていきたいと考えます。

◎金子委員 産業振興計画については、県民の皆さんも非常に熱い視線を向けるとともに成果を求めているわけですが、例えば幡多事務所に産業工業対策室とかそういうものも必要ではないかと思えます。今は全てが高知市で中央部ですね。高知市の東部に産業振興センターがあるから、郡部からでは相談にも行きにくいし、産業振興センターから行くこともあるかもしれないですけど、一番大切なのは、直接県職員の優秀な目で現地の実態を見て、効果をいかに高めていくかということになるろうかと思えます。例えば企業BCPとか事業承継・人材確保とか、今、御説明のあった重要な事業がいっぱい並んでいるわけですが、余りにも距離が遠い幡多地域が薄いのではないかと感じます。思い切った組織改革でそういうこともぜひ検討していただきたい。といいますのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略でもたくさん絡んでくる部分があると思えます。それから、もう少し地域の実情を掘り起こすため、県職員の目が直接届く方法について、近い将来検討をしていただきたいという要望です。

◎原田商工労働部長 我々が若いときには、幡多事務所という大きな権限を持った機関がありました。先日の予算委員会の中で、高知県事業承継・人材確保センターは、ちゃんと県内各地へ来てくれるのかという御質問をいただいた際には、私は当然行きますという話もさせていただきました。ただ、幡多地域や東部地域の方には、そういう思いがあるのも、ある意味当然であると思えます。地域本部があるからというようなことを言うつもりは全くございません。地域本部もそういう地域からのいろんなニーズをつないでいただけることになると思えますが、本体といいますか、中心的な機関を幡多のほうに設置するというのは、私のほうから前向きだということはできないわけですが、地域のニーズはよくわかりますので、問題意識を持って検討したいと思えます。

◎金子委員 東部と西部から見たら、学校にしても文化施設、もろもろの施設にしても全ての機能が高知市一極集中になっています。全体の底上げを図って、本当にいろんな地域で困っている人、あるいは意欲のある人を育てていくためには、市町村や商工会を通じて県へというようにステップが多くなるほど重い意味が薄れていく部分があると思えます。そういう部分でぜひ検討を重ねていただきたいと思えます。

◎武石委員 補正予算のほうの、ものづくり産業強化事業費補助金ですが、これもニラのそぐり機とかいろんな成果を出していると思えます。やっぱり大事なのはどういうニーズがあって、どこがそれを取り込むのかというマッチングですよね。ここは重要だと思います。そういう意味で県庁内の部局を横断した情報の共有、農林業がどういった課題があるのか、それをどういうふうにものづくりと結びつけていくのかというマッチングが重要になると思えますが、どのように取り組みをされておられますか。

◎松岡工業振興課長 県庁の中でいいますと、私どもと産業振興推進部と一次産業の所管

部とで意見交換をやっているのですが、より具体的にいくと、ことしはものづくり地産地消・外商センターが中心になって、地産地消推進会議を設置しています。今までは、工業会とだけマッチングを主にして、もしだめだったら他を探しに行っていたのですが、工業会に入っていない製造業の方々にも広く声をかけさせていただいて、工業会以外の方が大体49社入っているのですが、うろ覚えなのですが大体百五、六十社になろうかと思いますが、あと農協とか、森林組合だとか水産の組合にも会員になってもらって、そういったところでマッチングができないか、それから逆にこんな製品が欲しいという声を出してもらおうという取り組みをことしから始めています。こういった中で今年度は、機械開発依頼の中で8件ぐらいのマッチングをして具体的に2件はもう納品になったというように具体的な成果も出てきていますので、できるだけ情報を発信する逆の意味で、県内中小企業者から一次産業の方々とつながっていくことで、県内の地産地消が進む仕組みといった両方の部分をさらに取り組み強化していきたいと考えています。

◎武石委員 当初予算のほうで海洋深層水のブランドを強化していく予算ですけど、きのう予算委員会で樋口委員も質問されていましたが、機能性食品の表示が変わるということで、そこにもチャンスがあるのではないかと思います。海洋深層水を飲むことによる効果であるとか、海洋深層水を噴霧した海洋深層水ナスに副委員長の地元の室戸で取り組まれていますよね。これも人気があって非常に食感とか品質もいいということはわかっているのですが、それが単に塩分がいいのか、海洋深層水だからいいのかというエビデンスがまだ確立されていないと聞くのですが、機能性野菜という分野でも付加価値をつけるために海洋深層水ならではのエビデンスを確立することも、今、さらに重要になってきたと思いますけど、そのあたりはいかがですか。

◎松岡工業振興課長 前の議会でも御説明しましたが、改めて今年度高知大学と連携して海洋深層水の研究も進めています。それと、委員がおっしゃられたように、我々も機能性表示については、非常に期待をしているところです。エビデンスがきちり証明できるまでなかなか表示できないかもしれませんが、戦略としては新たな事実が出てきたらそれをどうにかして流していきながら、確固たるものが出てきたらきちりと表示していくということで、より海洋深層水のブランドイメージを上げていきたいと考えています。

◎原田商工労働部長 高知大学医学部との成分分析については、今までも何回か取り組みがありました。改めてきちりとやろうということで、ことしから3年計画で高知県戦略産業雇用創造プロジェクト事業として取り組んでいます。海洋深層水関連企業の製品売上げは、ちょっとずつ上がってきてはいますが、こういった状況を継続していくには、やはり海洋深層水の飲用による健康増進効果等をきちりと押さえて、どうやって広報宣伝していくのが決め手になると思いますので、力いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

◎樋口委員 この話は、10年以上も前から言い続けてきて、一時中途半端なところまでは

取り組まれたことがあります。先ほど部長は3年以内と言われましたが、何年度に終わるのでしょうか。

◎原田商工労働部長 平成28年度にこの高知県戦略産業雇用創造プロジェクト事業が終わります。

◎樋口委員 来月から機能性表示は全国一斉に始まるので、それに向けて準備している自治体はたくさんあります。来年度というのは遅くないですか。

◎原田商工労働部長 この事業自体が平成26年度から始まった関係もございまして、これを使ってやるべしという判断が平成26年度の予算をつくる時にあったということです。

◎樋口委員 臨床に3年という年月が必要なのもかもしれないけど、平成27年の4月までが勝負ですよ。そのあたりを考えると動きが少し役所的と思うわけですね。民間会社であれば1年で済ますように命令が出るとは思います、数値は期間を短縮して出せるものではないのでしょうか。

◎原田商工労働部長 委員がおっしゃいました臨床関係も事業の取り組みの中に入れていきますので一定時間がかかるとは思います、できるだけ早くしたいという思いは当然あります。

◎森新産業推進課長 機能性表示に関します取り扱いは当課でやっておりますので、若干補足させていただきます。来年4月からスタートいたします機能性表示につきましては、先日ガイドライン案が出されましたけれども、やはり一つの特徴として、機能性を表示する成分の科学的な裏づけが必要ということになります。したがって、海洋深層水につきましては、これからまた飲用試験等をして評価をし、それを学術論文にもしていくわけですが、そういった手順を踏まえて機能性が証明されたものについて、初めて機能性表示ができるという制度になっておりますので、ここは高知大学医学部と高知海洋深層水企業クラブとの共同研究を今後進めていく中で、機能性表示ができる成分にこういったものがあるのか、研究成果を待たなければならないと考えております。一方で、いわゆる機能性表示制度に基づく機能性までいかかなくても、いわゆる有用成分といいますのは、その後の研究でいろいろ明らかになってこようと思っておりますので、機能性表示以外の消費者などへのPR、こういった部分もどのように行っていくのかにつきましては、多重的に今後進め、できる限り研究成果を消費者へのアピールにつなげていくように取り組んでまいりたいと考えております。

◎樋口委員 それはわかっていますが、私が言いたいのは、遅くないですかということです。

◎原田商工労働部長 御指摘は十分受けとめまして、早急に取り組ませていただきます。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

ここで、昼食のため一旦休憩とします。再開は午後1時からといたします。

(昼食のため休憩 11時57分～12時57分)

◎上田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈新産業推進課〉

◎上田委員長 新産業推進課の説明を求めます。

◎森新産業推進課長 予算の説明をいたします前に、午前中の私の答弁のほうで新たな機能性表示制度、これが平成28年4月からと申し上げましたが、正しくは平成27年4月ですので、訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、平成27年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。資料②、当初予算の議案説明書の266ページをお開きください。上から3段目、新産業推進課の平成27年度当初予算は13億1,953万1,000円で、平成26年度当初予算より2億8,270万5,000円の増額となっております。主な理由は、本県の紙産業のさらなる振興に取り組みますため、紙産業技術センターに整備する機械設備などの費用を計上したことなどによるものです。

次に279ページをお開きください。歳入の主なものを御説明します。上から3段目の5商工労働使用料と、2つ下の6商工労働手数料は、工業技術センター及び紙産業技術センターの使用料収入及び手数料収入です。

その3つ下の6商工労働費補助金は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクトを活用する事業に対する国の補助金です。

その2つ下の5商工労働費委託金は、工業技術センターが総務省の事業を受託することによる委託金収入です。

280ページをごらんください。上の端の1財産貸付収入は、県が保有しております特許権を企業が実施したことに伴う使用料収入です。

その2つ下の2物品売払収入は、海洋深層水研究所での分水に伴う収入です。

下から4つ目の1受託事業収入は独立行政法人科学技術振興機構などからの試験研究の委託料収入などです。

281ページをごらんください。上から2つ目の6商工労働債は、紙産業技術センターにて購入します機械設備及び電気設備増設工事費の一部に充当する地方債収入です。

これらによりまして、平成27年度の歳入は4億1,256万6,000円となり、平成26年度と比較して、1億6,053万1,000円の増額となっております。

次に、歳出につきまして、主なものを御説明します。282ページをお開きください。左端の科目の一番下、3新産業推進費から御説明します。右端の説明欄の一番下、2新産業推進事業費の主な取り組みを御説明します。283ページのほうをごらんください。一番上

の環境共生型住宅普及促進事業委託料は、南国市十市パークタウンにございます環境共生型住宅、通称エコハウスの維持管理やモデルハウス見学者への対応などを委託するものです。

次のインターネットホームページ修正等委託料は、シェアオフィス事業に関しますホームページの維持管理や更新業務などを委託するものです。

5つ目の3産学官連携新産業創出事業費は、産学官連携会議を開催するなど、県内におきます産学官連携事業を推進するための経費です。

次の産学官連携産業創出研究推進事業委託料は、本県の産業振興につながることを期待できます中期テーマの研究を募集し、企業と大学などによる共同研究チームに研究開発を委託するものです。平成27年度の予算額は1億1,881万円、継続研究4件、新規採択2件、計6件の研究予定をしております。1件当たりの事業費は2,000万円以内、研究期間は最長で3年間としております。この事業につきましては平成23年度から実施しております。これまでに5つの研究テーマが3年の研究期間を経過しております。全体的にはおおむね計画どおりに研究が進んでおまして、研究成果を生かした特許出願ですとか、堤防補強工事の受注の増加、さらにはマイクロバブル関連製品、穿刺ナビゲーション装置、こういった新たな製品の発売、また、昨年には高知大学発ベンチャー第1号に認定された企業が生まれるなど、事業化に向けた動きが着実に進みつつあると考えております。このように研修成果を生かした事業化が着実に進められており、産業振興に寄与することが期待できますことから、来年度におきましても、新たに2件の研究テーマを採択したいと考えております。

次に、3つ下の4知的財産活用促進費について御説明いたします。3つ下の知的所有権センター運営費補助金は、特許工法などの知的財産関係の資料を保管し、県内事業者に関連させるなどの業務を行う一般社団法人高知県発明協会に対しての補助金でして、その下の研究成果特許取得等事業費補助金は、産業振興センターが所有しております特許権の維持管理に必要な経費等を補助するものです。一番下の事務費によりまして、県が保有します特許権の出願や登録、権利の維持などに必要な経費のほか、市町村や農協などの地域の団体の要請に応じまして、弁理士を派遣し、商標権の取得による地域のブランド化などの取り組みを支援することとしております。

284 ページをお開きください。左端の科目4産業技術振興費は、工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所の運営管理や試験研究に要する経費です。右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。1つ目の研究開発力向上促進費は、公設試験研究機関の研究開発力の向上を図りますため、研究職の職員を大学院等に派遣するための経費です。

次に、下から5つ目、3工業技術試験事業費から285ページの5食品産業振興費事業費

までは工業技術センターにおける研究費などとして、企業からの依頼試験や県内企業の製品開発支援、地域アクションプランに対する技術的支援などに取り組むこととしております。

次の6産業技術人材育成事業費は、企業の技術者に対する技術研修や指導を行う経費に、また食品加工、機械金属加工の特別技術支援員の活動に要する経費などです。

その下の7成長戦略推進事業費は、四国4県が連携して取り組むプロジェクトに関連する予算として、食品の新たな機能性表示制度や炭素繊維のリサイクル活用など、県内企業の取り組みを支援していくこととしております。

3つ下の8紙産業技術センター管理運営費から、紙産業技術センターに関する予算となります。紙産業の振興につきまして、別紙により御説明しますので、お手数ですが、議案補足説明資料の新産業推進課のインデックス27ページをお開きください。本県の重要な産業であります紙産業のさらなる振興に向けまして、製紙工業会の代表者や、今後成長が見込まれます技術分野の専門家など、県内外に有識者による高知県紙産業の在り方検討会を昨年9月に設置して、紙産業をさらに振興するための方策などの検討をしていただいております。昨年11月には中間取りまとめとして、資料の右欄の上から2つ目、ポイントと表示しておりますけれども、大きく5つの対応方針が示されましたことから、来年度はこの5つの方針に基づいた取り組みを進めていくこととしております。

下のほうに書いておりますけれども、まず、高付加価値製品の開発と加工技術の確立への支援につきましては、昨年の9月議会で予算を御承認いただきました熱カレンダー・不織布製造装置、裏打ちユニットなど新たに導入する設備を活用して、高付加価値製品の開発に取り組むことを基本に考えております。また、四国のプロジェクトと連携をして、本県の技術を活用したりサイクル炭素の利用研究や土佐和紙に新たな価値を創出するためのレーザー加工技術の研究などに取り組んでまいります。

新技術の企業への普及では、今後の取り組みを進めるための拠点となります紙産業技術センターの体制強化が必要と考えておりまして、来年度は紙産業技術センター内に企画調整室を新たに設けますとともに、新たに非常勤職員を配置して、企業を初めとする関係機関との連携体制の強化や研究体制の充実を図ることとしております。

次の外商支援の徹底と紙産業の営業力の強化、新分野への進出支援では、ものづくり地産地消・外商センターにおきまして、専任担当者の配置や専門家派遣などにより、紙関連企業のビジネスプラン作成から外商まで一貫したサポートを行い、個々の企業に対応した外商支援などに取り組むこととしております。また、首都圏などで開催される見本市や展示会への出展を支援することや、バイヤーとの商談機会を拡充し、販路拡大に取り組んでまいります。

人材確保や育成では、新たに整備する機器などを活用して、企業の中核を担う人材の育

成やインターンシップの強化、また手すき和紙の後継者育成などにも取り組んでいくこととしております。

土佐和紙等のブランド化につきましては、高知家プロモーションと連動させたPRのほか、手すき和紙協同組合や製紙工業会とも連携をした情報発信の強化、ブランド化の推進に取り組んでいくこととしております。なお、今週の金曜日には第3回の在り方検討会を予定しております。最終取りまとめに向けた議論を行うこととしております。中間取りまとめに加えまして、できる限りロードマップを作成して、具体的に取り組む内容の見える化を図ることを予定しております。また、来年度以降につきましては、在り方検討会のフォローアップ委員会を開催して、引き続き関係者の皆様方の御支援をいただきながら取り組みを推進していきたいと考えておるところです。

資料②、予算説明書の286ページにお戻りください。右端の説明欄の一番下、13 海洋深層水試験研究費は、海洋深層水を産業利用するための研究などに要する経費で、微細な藻の大量培養技術の開発など3件の研究を予定しております。

287ページをごらんください。3つ目の14 地域資源等活用推進事業費は、厚生労働省の事業を活用し、県内での研究開発を通じて雇用の創出を目指す取り組みを支援するものとして、和紙などの天然素材を活用した自動車内装材の開発ですとか、室戸海洋深層水の飲用試験による健康面への研究などを支援することとしております。

288ページをお願いします。後ほど平成26年度補正予算で御説明します中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金は、企業が入居から最大で3年間の支援をすることとしておりますので、平成30年度までの債務負担をお願いするものです。

以上で、平成27年度予算に関する説明を終わります。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。資料④、補正予算の議案説明書の131ページをお開きください。上から3つ目の新産業推進課の予算は、補正前の予算額10億5,810万7,000円に対して、4,667万8,000円の減額となっております。

まず、歳入から御説明します。138ページをお開きください。左の科目をごらんください。上から3つ目の6 商工労働費補助金のうち、右の節区分(3) 産業技術振興費補助金は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクトの研究期間が短縮されたことに伴いまして、国費収入が減額となったものです。次の(5) 新産業推進費補助金は、国の補正予算で創設されましたいわゆる地方創生交付金を活用し、関連事業費を当初予算から補正予算に前倒しして計上したものです。

左の科目の一番下の1 受託事業収入では、独立行政法人科学技術振興機構などの外部資金を活用して行う研究の一部が採択されなかったのに伴いまして、減額するものです。

次に、歳出について、主なものを御説明します。139ページをごらんください。科目の上から3つ目、3 新産業推進費から御説明します。補正の主な理由につきましては、予算

執行額が見込みを下回ったことに伴います減額と地方創生交付金を活用し関連事業費を補正予算として前倒し計上したものがございます。

右側の説明欄をごらんください。1 新産業推進事業費から御説明します。一番上の人材育成研修等委託料から4つ目のIT人材誘致促進事業委託料までが、シェアオフィス事業に関する予算となっております。人材育成研修委託料の減額につきましては、入居企業と連携して地元の学生などによる研修を実施する予定でしたけれども、企業のシェアオフィスへの入居が予定よりもおくれましたことから、本年度は実施できなかったことによる減額です。次のインターネットホームページ修正等委託料は、3社の競争見積もりによりまして、契約額が予算額を下回ったことに伴う減額です。次のサテライトオフィス誘致セミナー開催等委託料、その下のIT人材誘致促進事業委託料につきましては、別紙により御説明します。

議案補足説明資料の新産業推進課のインデックス 25 ページをお開きください。シェアオフィス事業の概要をまとめております。平成 25 年度からシェアオフィス事業に取り組んでおりますけれども、これまでの実績を上段に整理しております。安田町初め県内4カ所にシェアオフィスが設置をされまして、現時点では、入居事業者6事業者、県内雇用5名、移住者4名の実績を上げることができ、徐々に事業成果が見えてきたのではないかと考えております。

また、右の地図に記載しておりますように、来年度、嶺北地域ではシェアオフィスの増設が予定されておりますとともに、新たに高知市土佐山地区及び津野町で、新たにシェアオフィスが開設される予定となっております。こういった県内での広がりも見えてきつつあると思っております。

次に 26 ページのほうをごらんください。左のほうに事業の現状と課題の整理をしております。来年度はこれらの課題に対応しますため、上段ですけれども、さらに企業のサテライトオフィスなどを誘致いたしますため、首都圏などで誘致セミナーでありますとか、本県へのシェアオフィス視察ツアーなどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に下段ですけれども、本県ではITなどの専門人材の確保が難しいといった課題がありますことから、首都圏でIT人材転職フェアなどを開催して、入居企業へのIT人材を確保しますとともに、移住の促進にもつなげる取り組みを行っていきたいと考えております。また、一番下に記載しておりますけれども、地域の学生などに入居企業の取り組みを知ってもらうことで、地域での就職につなげていくため、入居企業と学生との交流事業も実施する予定です。

資料④、補正予算議案説明書の 139 ページにお戻りください。右の説明欄の上から6番目、研究会発事業化支援事業費補助金は、成長が期待されます環境と健康福祉分野の研究会で認定されましたプランの事業化を後押しするための補助金ですけれども、新規事業に

取り組む企業が国の有利な制度を活用したことなどによる減額です。

次のものづくり産業強化事業費補助金は、工業振興課から御説明しましたように、ものづくりの段階に応じた補助金をパッケージ化することに伴いまして、上の研究会発事業化支援事業費補助金の名称を変更するものでして、地方創生交付金を活用することとしております。

次の中山間地域等シェアオフィス利用促進事業費補助金と、その下の同補助金の地方創生につきましては、シェアオフィスへ入居した事業者に対して補助を行うものですが、上の減額部分につきましては、年度の前半にシェアオフィスへ入居することを想定しておりましたが、実情は年度の後半に入居した企業が多かったことや、入居した企業が国の緊急雇用の基金を活用したことなどによりまして、補助金の活用が見込みを下回ったものです。下の増額予算につきましては、これまでの入居事業者に加えて、新たに入居を想定しております6事業者に対して補助を行うことで予算を計上させていただいております。

次に、140 ページをごらんください。右の2 知的財産活用促進費は、特許の出願や維持等にかかる費用が想定を下回りましたため不用額が発生したものです。

左の4 産業技術振興費では、右の1 工業技術支援事業費から4 紙産業技術試験研究費は、外部資金を活用して行う研究が採択されなかったことなどによりまして、受託研究費の減額を行うものです。

また、6 地域資源等活用推進事業費は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクトを活用した事業ですが、予定より研究期間が短縮されたことに伴いまして、委託料を減額したものです。

最後に、繰越明許費について御説明させていただきます。141 ページをごらんください。これは国の地方創生交付金を活用するため、平成 27 年度当初予算から平成 26 年度 2 月補正予算に前倒しして計上しました成長分野育成支援事業とシェアオフィス推進事業につきまして、平成 27 年度に繰り越しを行うものです。

以上で、新産業推進課の説明を終わります。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

〈経営支援課〉

◎上田委員長 それでは、次に、経営支援課を行います。

◎亀井経営支援課長 経営支援課の平成 27 年度当初予算並びに平成 26 年度 2 月補正予算について御説明します。資料②、当初予算議案説明書の 266 ページをごらんください。上から 4 段目の経営支援課です。経営支援課の一般会計歳出予算は 21 億 9,721 万 8,000 円で

して、前年度より1億1,743万円減少しております。減額となりましたのは、国の補正予算で創出されました地域活性化交付金を活用して、一部の事業を平成27年度当初予算から平成26年度2月補正予算に前倒しして計上したこと及び県制度融資の融資枠の減少などによるものです。詳細は後ほど説明させていただきます。

289ページをお開きください。特定財源の歳入について御説明します。上から3段目、6商工労働手数料は貸金業者の登録審査に係る手数料収入ですけれども、金額が計上されておられないのは、平成27年度に更新申請時期を迎える貸金業者がないことによるものです。

その下の14証明事務手数料は、高度化資金の貸付先からの残高証明の発行申請に伴う証明事務手数料です。

その3つ下、2中小企業近代化資金助成事業特別会計繰入は、高度化資金の貸付債からの償還に伴い、県負担分を一般会計に繰り入れるものです。

その2つ下、8緊急雇用創出臨時特例基金繰入は、起業支援型地域雇用創造事業を活用した県の委託事業に対する国からの繰入金ですが、事業が終了したため、金額は計上しておりません。

その3つ下、1受託事業収入は、専門家派遣によります小規模事業者の支援を図る国の事業の受託によるものです。

その2つ下、11商工労働部収入は、非常勤職員の労働保険料の本人負担分となっております。

次に、歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。291ページをお願いします。右端の説明欄をごらんください。上から3つ目、2経営支援総務費は、大規模小売店立地法に基づきまして、1,000平方メートルを超える大規模小売店舗の立地に際して、周辺的生活環境への影響に関する御意見をお聞きするために設置しております大規模小売店舗立地審議会の委員報酬や届出の審査に要する事務的経費です。

その3つ下の3中小企業経営支援事業費は、小規模事業者や中小企業の体質強化を支援するため、経営支援に取り組む商工団体等に対して、その運営に要する経費などを助成するものです。

小規模事業経営支援事業費補助金は、経営相談、金融のあっせん、記帳の指導などを行います25の商工会、商工会連合会、6つの商工会議所の経営指導員など204名の人件費と経営改善普及事業などの経費に助成をするものです。

その下、高知県中小企業団体中央会補助金は、中小企業者が組織します協同組合や協業組合、商店街振興組合などに対して、その組織化や経営の指導に取り組む高知県中小企業団体中央会の指導員など15名の人件費と人材育成事業などに助成をするものです。

一番下の5商業振興事業費です。次のページ、292ページをごらんください。2行目の

こうち商業振興支援事業費補助金です。この事業につきましては、高知県の商店街活性化に向けての支援として、ほかにこれまで実施してまいりました事業と合わせて整理をして実施させていただきたいと考えております。

議案補足説明資料の赤のインデックス、経営支援課の 29 ページをごらんください。表題が高知県の商店街活性化に向けての支援となっている資料です。この取り組みは、上半分の濃い黄色のところにあります商店街の賑わい創出を支援しますこうち商業振興支援事業と、下半分の濃い青に色塗りをしました新規開業・既存店等店舗の強化を支援する商店街魅力向上支援事業の 2 つの事業で構成されております。なお、商店街魅力向上支援事業は、その事業費の一部に国の交付金を活用して、平成 27 年度当初予算から平成 26 年度 2 月補正予算に前倒して、平成 27 年度に繰り越して実施したいと考えている事業ですが、関連がございますのでここで説明をさせていただきます。

まず、上半分の黄色のこうち商業振興支援事業です。この事業は、これまで商店街のイベントなどのソフト事業に対して補助する事業と商店街などの空き店舗に新たに出店する際の改装費を補助する事業の 2 つがございましたが、このうちの空き店舗対策事業のほうを下半分にあります商店街魅力向上支援事業に組みかえまして、New とある商店街地域貢献モデル事業を盛り込んで、2 つのメニューで実施したいと考えております。この商店街地域貢献モデル事業は、商店街がよさこい祭り関連の行事とか、安芸市の商い甲子園といった取り組みを通じまして、地域文化の振興や教育の場としても社会に貢献する取り組みを実施しておりますけども、このような社会貢献的な取り組みをさらに充実できるように支援して、商店街のファンをふやし、商店街のにぎわいを創出しようとするものです。

下半分の商店街魅力向上支援事業でございますが、これまでのチャレンジショップ事業費補助金と空き店舗対策事業費補助金、それに新しく店舗魅力向上事業費補助金の 3 つの事業で新規開業や既存店舗の強化を図ろうとするものです。まず、チャレンジショップ事業ですが、現在、県内に 3 カ所設置されておりますチャレンジショップは、平成 23 年度からの累計で 29 名がチャレンジしております。平成 27 年 1 月末現在で、そのうち 24 名が卒業しております、卒業した 24 名のうちの 14 名が出店開業しております。今後は、現在、四万十市のチャレンジショップに設置されております市町村商工会議所、商店街、県をメンバーとします移住促進連絡協議会を他の地域のチャレンジショップで展開をして、県外からの空き店舗や出店される方への支援など、支援体制をさらに強化することとしております。

空き店舗対策事業費補助金は、空き店舗に新しく出店される場合に必要となります店舗改装費の一部を補助する事業です。平成 21 年度から平成 27 年 1 月までの累計で 57 店舗に御利用いただいておりますが、そのうちの約 9 割に相当する 51 店舗が現在も経営を継続しております。商店街の新規開業に貢献している事業ですので、引き続き実施をしていきた

いと考えております。

店舗魅力向上事業費補助金は、店舗の新たな商品やサービスの取り扱いの実施など、店舗の魅力を向上するために、みずからが変わろうとする経営革新に取り組まれるお店を支援するものです。内容は、設備費や店舗改装費等への助成となっております。なお、この事業は、事業効果を確実なものとするために、商工会・商工会議所といった支援機関の支援を得ながら、事前に事業計画をつくっていただくことを要件とすることにしております。

平成 27 年度は今申し上げました商店街のソフト事業と店舗のハード事業の両方で支援することにより、商店街の活性化を図ってまいりたいと考えております。

高知県の商店街活性化に向けての支援の説明は以上です。

資料②の 292 ページにお戻りください。上から 4 つ目の商店街施設地震対策推進事業費補助金です。この事業は、平成 25 年度からの 3 カ年の事業として、老朽化した商店街のアーケードや街路灯の改修や更新に要する費用を助成するものです。これまでに 8 つの商店街のアーケードの改修、11 の商店街の街路灯整備などに活用していただいております。平成 27 年度も県内の商店街の耐震対策を支援してまいります。

その 3 つ下、中小企業制度金融貸付金保証料補給金は、県制度融資の利用者が信用保証協会に支払う保証料の一部を助成するものです。平成 27 年度の県制度融資の融資枠は 438 億円を設定しております。昨年度の 472 億円を下回ってはおりますが、平成 25 年度の実績が 324 億円、平成 26 年度の実績見込みが 298 億円、これらとの比較では十分なものであると考えております。なお、平成 26 年度に創設しました産業振興計画推進融資は 1 月末で融資の実績が 80 億円を超えておまして、当初の貸付枠 50 億円を大きく超えることができました。この原因は、県が設定しました金利を上限に、金融機関が金利を自由に設定できますように以内金利にしたことによりまして、利用できる企業の幅が広がったということもございますが、何よりも金融機関の協力が大きかったと考えております。引き続き制度の周知に努めまして、産業振興計画への取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

1 番下の 8 中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金です。これは特別会計で行う高度化資金の債権管理に必要な経費として、一般会計から繰り出すものです。

293 ページをお願いします。債務負担行為について御説明します。中小企業制度金融貸付金の保証料補給は、先ほど御説明しました制度融資の平成 27 年度の新規融資に係る保証料補給金について、償還期限までの債務負担をお願いするものです。

次に、特別会計について御説明します。777 ページをごらんください。当課で所管します特別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計として、3 つ目の経営支援課の欄にありますとおり、平成 27 年度の予算は 2 億 1,999 万 4,000 円です。前年度より 6,362 万

6,000 円減少しております。後ほど説明をさせていただきますが、産業振興センターが実施しております設備貸与事業が廃止になったことによるものです。

784 ページをごらんください。歳入の主なものを御説明させていただきます。科目欄、1 段目の 1 中小企業近代化資金助成事業収入として 2 億 1,999 万 4,000 円の収入を計上しておりますが、主なものは、その 4 つ下のほう 2 高度化資金助成事業収入でして、中小企業者への貸付金の元金収入です。

歳出について御説明します。786 ページをお開きください。科目欄の上から 4 段目、貸付金です。これは産業振興センターが実施してございました設備貸与事業が、その根拠法であります小規模企業者等設備導入資金助成法が平成 26 年度をもって廃止されることによるものです。この制度は、信用力や資金調達力の弱い小規模企業者等の経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために設備の貸与を行う制度でしたが、全国的に利用が減少して、17 都県で事業が休止されていることから、廃止となるものです。本県におきましても、平成元年から平成 6 年ごろにかけまして 70 件を超える利用がございましたが、平成 14 年度以降は利用が 1 けた台に転じるなど、以後の利用が低迷しております。この背景には、貸出金利の低下、あるいは政府系金融機関の低利融資などがございまして、平成 25 年度、平成 26 年度は利用がございませんでした。国におきましては、経営革新に取り組む小規模企業者や創業者を対象としました新たな貸与制度を創設しておりますけれども、現在の利用状況や、貸与機関であります産業振興センターが新しい事業に対して、現在のところ実施の意向を持っておりませんことから、直ちにこの新しい事業を実施する必要性は低いと判断しております。今後はこれまでに利用された方に対する債権業務が主となりますけれども、小規模事業者の資金ニーズのほうに注視してまいりたいと考えております。

次は、一番下の行の高度化資金の元利償還費です。これは償還を受けた高度化資金を負担割合に応じて、中小企業基盤整備機構と県の一般会計に償還する額です。

次のページ、2 運営費は、高度化資金の債権管理等に要する経費です。

以上で、平成 27 年度一般会計、特別会計、当初予算の説明を終わります。

続きまして、補正予算について御説明します。資料④、補正予算の議案説明書の 131 ページをごらんください。上から 4 つ目の経営支援課は 8,034 万 8,000 円の増額となっております。

歳入について説明させていただきます。142 ページをごらんください。科目欄の上から 3 つ目の 6 商工労働費補助金ですが、先ほど御説明しました商店街魅力向上支援事業など、国の交付金を活用して実施事業に充てるものとして計上しているものです。

歳出について説明させていただきます。143 ページをお願いします。右端の説明欄をごらんください。1 人件費は、市町村との派遣協定に基づきまして、田野町から当課に派遣されている職員の人件費を負担することに伴うものです。

2 中小企業経営支援事業費の小規模事業経営支援事業費補助金の減額理由は、商工会などの人件費が職員の年度途中の退職などによりまして、当初見込みを下回ったことによるものです。

次の県産品販路拡大事業費補助金と、その下の地域内消費喚起事業費補助金は、国の交付金を活用して、平成 27 年度に繰り越して実施したいと考えている事業です。県産品販路拡大事業費補助金は、県の商工会連合会が全国商工会連合会の通信販売サイトにおきまして県産品を登録して、インターネット広告などを活用して販売促進を行う事業に要する費用を補助するものです。地域内消費喚起事業費補助金は、県内の商工会・商工会議所のプレミアム商品券の販売に際して、市町村とともに助成することによりまして、商品券の魅力を高めて地域の消費拡大を図るものです。

3 商業振興事業費の下 3 つの事業は、起業支援型地域雇用創造事業を活用した県の委託事業に対する国からの繰入金で、当課が担当する事業の事業費確定に伴う増減です。

144 ページをごらんください。チャレンジショップ事業費補助金から下の 3 つの事業は、平成 27 年度当初予算のうち商業振興支援事業費補助金のところで御説明しましたが、国の交付金を活用して、平成 27 年度に繰り越して実施したいと考えている事業です。

次の 4 中小企業制度金融対策事業費の減額は、県制度融資の実績が当初見込みを下回ったことなどから、不用が出たことによるものです。

続きまして、特別会計の補正予算を御説明します。388 ページをごらんください。科目の 3 番目の 1 貸付金は、産業振興センターの設備貸与事業の実績がなかったため、減額するものです。

2 高度化資金の下の 1 元利償還費は、償還予定企業の償還計画の変更などによりまして、償還額が計画を下回ったため、減額するものです。

説明は以上でございます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 経営支援課の皆さんには非常に期待しています。というのは、事業承継といったことも含めて、商工会・商工会議所との連携というのは絶対に必要だと思っています。その中で次世代ということであると、各市町村に商工会などの青年部があって、そこがどれだけ元気かということ将来が占えるところです。議案補足説明資料の 29 ページに、新たに商店街地域貢献モデル事業という新規事業が入っています。これまでのふるさと市のような活動で商店街を盛り上げようということだと思っておりますが、今回新しくなったところでどういう狙いがあるか、教えていただければと思います。

◎亀井経営支援課長 もともとこうち商業振興支援事業でソフト事業として商店街の取り組みを幅広く支援してきたものですが、これまでの取り組みをいろいろ見てみますと、地域に貢献するような取り組みが結構あって、それなりの成果も上がっています。そ

の周辺住民の方にも喜ばれていることもございますので、もう一段取り組みを強化することにより、商店街のファンをより一層ふやしていただこうということで、支援率もちょっと上げる形で別メニューにして、予算要求させていただいています。

◎**依光委員** 本当にありがたいです。香美市の事例ですが、観光協会が主体になって商店街の飲食店とかを盛り上げたいということで、チケットを買ってもらって、何店舗か回って、知らなかった店にも来てもらう。あとは地域外の人からも香美市ってこんな店があるという発見をしてもらえるような香美バルというドリンクラリーみたいなことをしたことがあります。そういうことにも使えるのかなと思いますが、我々は継続的に実施するという意識が余りなくて、単発になってしまったのですが、その事業主体としてはやっぱり商工会の青年部とか、商工会が運営する必要があるのでしょうか。それとも観光協会といったところも対象になるのでしょうか。

◎**亀井経営支援課長** 基本的には商業者の方への支援を考えておりますが、事業の内容によっては、商業者以外の方を含むグループということも当然考えられますので、商業者を含んだグループということであれば、支援をしていきたいとは考えております。

◎**依光委員** 継続的にやりたいところではありますが、そのときのメンバーの状況によって、いろいろあります。例えば商工会の青年部でいうと飲食店であれば、自分たちの利益になると思ってやる面もありますが、商工会は刃物の業者とか、いろんな業者が集まって組織していますので、ある意味ボランティア的にみんなで盛り上げようという心意気で動いていることがあります。頑張って地域を盛り上げよう、商店街を活性化させようということであれば、この事業の趣旨に合うと思いますので、一つやると、また次もやってみようかというように、できるだけイベントが起こりやすくなるように、商工会の職員を含めてサポートしてもらったらありがたいと思います。いきなり長期ビジョンを言われると、なかなか手を上げにくいところもあると思うので、使い勝手についてもぜひ検討していただけたらと思います。

◎**亀井経営支援課長** おっしゃるとおりでして、我々もこれまでこの事業を実施してきました、やはり商店街のまとまりとか、そういう一体的な取り組みが大事ではないかなということですので、より多くの方が参加していただけるように、我々も一緒に出向いていってアイデア出しをしていきたいと思っております。

◎**樋口委員** 先ほど商業者を含んだグループもオーケーと言われましたが、例えば障害者グループや農業者グループがイベントする場合でも、商業者を含んだらオーケーということですか。

◎**亀井経営支援課長** そのグループの中に商業者がいれば支援できるかと思います。

◎**樋口委員** 国の100%補助のにぎわい補助金（地域商店街活性化補助金）が去年かことしまでありましたね。その高知県版みたいなものと思いますけど、国のほうのにぎわい補

助金が継続されるような話はありませんか。

◎亀井経営支援課長 確か補正予算で出てきた400万円定額の補助事業かと思います。非常に使い勝手のいい事業ということで、国のほうにもいろいろ情報収集しましたが、継続した形にはなっていないとお聞きしております。

◎樋口委員 安芸市では商い甲子園をしていますが、近年、参加するグループも地元のにぎわいも一気に減っています。イベントが地域貢献しているという意味はいろいろあると思いますが、そういった状況も踏まえて、地域貢献している、していないのチェックの必要はないわけですね。ただイベントをすればこの補助金が出るということですね。

◎亀井経営支援課長 もちろんそのイベントの内容といったところは、吟味させていただきたいとは思っております。

◎樋口委員 商店街魅力向上支援事業の中の空き店舗対策事業費補助金を利用した開業者の継続率ですけど、安芸市の6分の4というのはかなり低いんですけど、これはどういう理由ですか。

◎亀井経営支援課長 そもそも出店者数が6店と少ないことも起因しているのかなとは考えておりますけども。

◎樋口委員 そういう意味ではなくて、なぜ、継続率が66%と低いかということです。ほかのところは100%が結構あるじゃないですか。四万十市は13店舗のうち13店舗が継続しています。これは商工会議所や県のチェックがきれいに入っていたのではないですか。

◎亀井経営支援課長 いろんなケースがあろうかと思いますが、事前に事業計画をつくっていただいて、この計画なら出店してもオーケーという一定の判断はしているのですが、現実に経営するとなると、やはり厳しさがあつたのかなと思います。

◎樋口委員 そしたら、そういうことは後から個別に説明に来てください。

◎金子委員 この空き店舗対策事業費補助金の90%近い継続率というのは、すごいことだと思いますが、結果的に6店舗が継続できてない状況にあります。後で結構ですので、それぞれについて継続できなかった主な原因は何なのか教えてください。それから空き店舗を活用して出店する場合ですが、一定類似産業があるところに集まりたいというのが消費者のニーズだと思います。例えば時計屋、写真屋がある、その間が空いたから、そこへレストランを持ってくるようなことは、位置的な問題の再検討が必要だと思います。今のところ、ぽつぽつ空き店舗があるからそこに新たな店舗を入れているだけなので、にぎわいを創出する上で位置的な配慮が不足していると思います。位置関係を十分検討して配置すれば、この地域へ行ったら、いろいろなレストランがあるとか、そうやって全体の集客を高めていくことができると思います。四万十市にある13店舗には私も時々行きますけれども、どこも四苦八苦ですよ。にぎわいのある場所へどう持っていくかということも踏まえて、新たな企業が来る場合は、出店する位置にも十分な検討を加えていただきたいと思います。

ますね。

◎**亀井経営支援課長** おっしゃるように、商店街のように一定商業集積があるところについては、そこにとって必要な店舗、業種、業態みたいなものがあろうかと思いますが、家主と借主との個々の契約になってきますので、我々がそこにどの程度踏み込んでいけるかということもあります。しかし、事前に事業計画も出させていただきますので、そこで我々が気づいた点については、アドバイスもさせていただきたいと考えます。

◎**金子委員** 四万十市の中村商工会議所の若手の連中には、すごい経営者がそろっています。極端な例ですけど、そういう人たちに間に入ってもらって、既存の店舗に位置を移ってもらうぐらいの変化を求めていかないと今後も空き店舗がふえてくると思います。今のままのやり方では、集客力の向上はまず難しいと思います。直ちにはできないと思いますが、若手の青年会議所の皆さんの知恵を十分活用して、将来に向かって存続できる商店街とは何かという視点で、話し合いなどをしていただきたいと思います。

◎**亀井経営支援課長** 御指摘を踏まえまして、商工会・商工会議所、あるいは商店街といった関係者の方々とお話をさせていただきたいと思います。

◎**米田委員** 資料④補正予算の143ページの地域内消費喚起事業費補助金の中身をもう少し教えてもらいたい。市町村がそれぞれプレミアムつき商品券を発行するといった中身だと思いますけど、県の場合はどんな中身でしょうか。

◎**亀井経営支援課長** 商品券にプレミアムをつけて、例えば1枚1,000円の12枚つづりで額面総額1万2,000円という商品券を1万円で販売します。ですから1万円で20%のプレミアムをつけて販売することになります。そういう取り組みに対して、県がさらに消費を喚起するために上乗せ補助をする仕組みです。

◎**米田委員** それは市町村に上積み補助をするわけですか。

◎**亀井経営支援課長** 補助先は事業実施主体である商工会・商工会議所になります。市町村が同じく商工会・商工会議所に交付金を活用して補助金を出します。県と市の両方が補助金を出して県の方だけプレミアム率をかさ上げする内容です。

◎**米田委員** 国の交付金だと思うのですが、それによってどれぐらい消費が喚起されて、消費の拡大効果があると見込まれているのでしょうか。

◎**亀井経営支援課長** 総発行額については、部長のほうから本会議のほうで答弁しましたがけれども、あの時点では65億円とお答えさせていただきましたが、現時点では少し減りまして、60億円を見込んでいます。そのうちプレミアム分が約10億円ということになっていますので、少なくとも10億円が消費拡大と見られるかと思います。お買い得感から、今まで買い控えていた商品を現金も継ぎ足して買われる方もいらっしゃると思いますので、10億円以上の消費拡大はあろうかかと思っています。今、それが幾らかかということをお答えるのは難しいのですが、事業が終わりましたら、利用者や事業者にアンケートなどを行いまして、

どういう効果があったか報告をするように、国のほうから求められていますので、また詳しくはその時点で報告はできるとは思います。

◎米田委員 国の政策としてやっていることなので、余り期待できないというふうに思いますけども、指摘をしておきたいとします。

それと、商店街施設地震対策推進事業費補助金は、去年よりも予算は減っていますよね。3カ年計画でいうことで、改修が必要だということなので希望した商店街は、今年度で一応要望どおりそれぞれ改修が完成するということですかね。

◎亀井経営支援課長 我々が一番心配しておりましたアーケードの補修は、全て補修が完了しております。あと、特に来年度の要望として出てくるものとしては、街路灯関係が非常に多くなっています。平成26年度にかなり要望があって整備をしてきている関係がございまして、平成27年度はこういった予算額になっています。

◎米田委員 これは、県が3分の1で、市町村が3分の1で、地元負担が3分の1、そういう制度ですかね。

◎亀井経営支援課長 国が3分の2を補助する制度でして、残り3分の1部分を県と市と事業実施主体が負担するというのでございますので、県が9分の1です。

◎米田委員 そしたら、地元負担も9分の1ですね。

◎亀井経営支援課長 そうです。

◎米田委員 手厚い補助の制度ですけど、それでも今言われたように、商店街は経済状況が大変ということで、地元負担がネックになって、なかなか踏み出せないというところはないのですか。

◎亀井経営支援課長 確かに街路灯の整備、アーケードといった大型補修になりますと、9分の1の自己負担といえども、商店街の方々にとっては大きな負担になっているのではないかと思います。ですが、可能であれば震災対策向けの低利の融資制度もございまして、そういったものも活用していただくとか、この事業はもう3年で終わってしまいますけれども、補修を一気にやるのではなくて分けてやるという方法もあると思います。中にはそうやって第1工事、第2工事と分けてやられたところもございまして。

◎米田委員 地元負担が原因となって、組合員同士の話がなかなかできていないとかいう実態はないですかね。

◎亀井経営支援課長 現在、そういうお声はお聞きしてないです。

◎米田委員 設備貸与事業は、課長の歯切れが余りよくなかったのですが、やめるという話ですね。1998年の豪雨があった後、この貸与事業は、非常に注目されていたと思いますし、経営が大変な企業にとっては非常に使い勝手のよい制度だったと思います。確かに今聞いたら数が非常に減っているということで、その使命が終わったのかなという感じもしないこともないですが、要望は本当はないのですか。

◎**亀井経営支援課長** 先ほどちょっと説明の中でもお話させてもらったのですが、金融機関サイドのほうで低利の融資が実行されています。設備対応のリース料の金利が今2%ぐらいになっていますが、金融機関からは1%前後の金利で調達できているという声も聞かれておまして、産業振興センターからは、もう競争力がない事業になっているという意見があります。小規模事業者などの借り入れ枠いっぱいになっている事業者にとっては、一定経費的な処理ができる事業として、使い勝手の良さがあるのかと思ひまして、事業継続をしてまいりましたけれども、実績がゼロということですので、この際、廃止をさせていただきたいと思ひます。また、先ほど申しましたけども、国のほうで新しい事業ができて上がっていますので、もし事業者のほうから設備貸与に関するニーズがございましたら、国の事業を導入して事業を再開することを含めて、検討もしていきたいと思ひております。

◎**上田委員長** チャレンジショップの卒業生24名中14名が頑張っていて開業しているという中で、高知市、四万十市、四万十町以外で何かそういった動きはないのですか。

◎**亀井経営支援課長** 現在、高知市と四万十市と四万十町、3店舗ございますが、来年度以降でいきますと、現在、5カ所ほどから要望を聞いておまして、具体的にいきますと、安芸市、香美市、それから須崎市、佐川町、越知町、この5地区から設置したいという声をいただいております。

◎**上田委員長** 各地域、商店街の活性化は課題になっていますので、そういう意味では、意欲のある方が出てこられることはいいことだと思います。開業する際の店舗の選択など大変ではないかと思ひますが、平成27年度の県の支援は充実していますか。

◎**亀井経営支援課長** 現在、四万十市のほうで移住促進連絡協議会を立ち上げておまして、そこでは周辺の空き店舗情報を収集するようにしておりますし、先ほど申しました新規出店する場合の空き店舗への改装費の補助もございますし、全市町村ではありませんが、市町村によっては家賃に対する補助制度を設けているところもございますので、そういったことも紹介しながら、新規出店につなげていきたいと思ひております。

◎**佐竹委員** 室戸の海洋深層水の研究は、貴課でやっているのでしょうか。新産業推進課のようなので、部長に聞きますけど、海洋深層水は、一時、商工分野の目玉商品として、百二、三十億円の工業出荷額を上げていて、1回150億円ぐらいまでいった後に落ち込んだけれども、また150億円へカムバックしているのではないかと思ひます。皮膚病対策の商品開発をしていたと思ひますが、新しい分野のどういう商品に取り組んで、これからの新しい時代を切り開いていこうとしているのか説明してもらいたい。

◎**原田商工労働部長** 一番大きなブームがあった時に140億円を超えて、その後、若干、下がることはありましたが、海洋深層水を使っていただく大手のドリンクメーカーなどが新しい製品を出したりしたおかげで、また少し上向きに進んでいるところだと思います。飲料水なり食品の部分で新しい製品をつくっていただくというのは、非常に効果が大きい

ということで、県も高知海洋深層水企業クラブ、それから関連の企業といろいろ話もしているところです。海洋深層水を扱っているほかの4県と一緒に東京などで行った販路開拓の取り組みの効果が、若干出始めていると思います。午前中のお話にもありましたが、海洋深層水の研究自体も進めておりますので、もう一段海洋深層水の販売レベルを上げる形で、進めていきたいと思っております。

◎佐竹委員 富山や我々が数回行った沖縄から九州のほうも一生懸命取り組んでいるので、競争は激しくなっていると思いますけど、やっぱり土佐の資源ですから、150億円、180億円という調子で伸ばしていかないと、落ち込んでしまったら工業出荷額にも影響するし、ぜひ頑張ってもらいたいと思っておりますが、何か新しい商品につなげていますか。

◎原田商工労働部長 先ほどとちょっと重なりますけれども、高知海洋深層水企業クラブなりの県内企業メーカー、それから県外の大手のメーカーと常に新しい商品開発についてお願いもして、いろいろ考えさせていただいておりますので、今は170億円を具体的な目標に掲げて進めているところで、ぜひ頑張りたいと思います。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎上田委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎松下企業立地課長 企業立地課からの御説明は、当初予算と補正予算の2件で、それぞれに一般会計と特別会計がございます。

まずは、当初予算の一般会計につきまして御説明させていただきます。資料②の当初予算議案説明書の266ページをお願いします。上から5段目の企業立地課の欄ですが、平成27年度は11億9,362万円で、平成26年度と比べまして507万7,000円の減となっております。理由として、まず、主なものは、企業立地促進事業費補助金の執行予定額が、平成26年度と比べまして4億9,000万円余りの減額となっております。

次に、増額となっている主なものは、工業団地の開発に関連します事業費が3億5,000万円余り、コールセンター等立地促進事業費補助金が1億円余りの増額となっております。ほかの諸事業の増減を合わせまして、507万7,000円の減額となっております。

それでは、特定財源の歳入から御説明させていただきます。294ページをお願いします。一番上にごございます10の財産収入は、電柱の設置などに係る土地の貸付料です。その下にごございます14の諸収入は、臨時職員の労働保険料の本人負担分です。その下にごございます15の県債につきましては、高知一宮団地に対します工業団地開発関連事業費補助金2億200万円及び工業団地関連県道改良工事請負費6,300万円、2つを合わせて2億6,500万円の起債を計上しております。

続きまして、歳出につきまして、御説明をさせていただきます。295ページをお願いします。右の端の説明欄に基づきまして御説明をさせていただきます。まず、2の工業立地

基盤整備事業費は、高知一宮団地に係る共同開発関連事業や、市町村が行う適地調査事業などが主なものとなっております。

それでは、工業立地基盤整備事業費の主な事業につきまして、御説明をさせていただきます。まず、上から4つ目です。工業団地開発関連県道改良工事請負費は、高知一宮団地の出入り口となります県道北本町領石線の改良工事を行い、団地からの交通の安全を確保するものです。下から2つ目の工場用地整備事業費補助金は、新たな団地を開発するにあたり、その用地が開発の適地がどうかを判断するため、市町村が行う条件調査事業に対する補助です。

296 ページをお願いします。一番上の工業団地開発関連事業費補助金は、高知市と共同で開発を進めています高知一宮団地に関連して、市が行う基盤整備に対して補助をするものです。その下の香南工業用水道改修事業費補助金ですが、こちらは平成24年度から稼働しております香南工業用水道に係る水位計が施設の老朽化に伴い改修が必要になっており、立地企業への安定した供給を行うために、公営企業局が実施する香南工業用水道改修事業に対して補助を行うものです。

次に、3の企業誘致活動推進事業費です。この事業費は、工業団地への製造業などの誘致やコールセンターなどの事務系職場の誘致、さらには、これまでに進出していただいております企業へのアフターケアのほか、設備投資に対します助成などが主なものです。企業誘致につきましては、基本となります日々の企業訪問活動に加えて、大都市圏での企業立地セミナーの開催などを通じて、ものづくり企業や事務系職場の本県立地を促進する取り組みを引き続き行ってまいります。

それでは、企業誘致活動推進事業費の主な事業につきまして、御説明させていただきます。上から2つ目の企業立地セミナー開催委託料及びその下の見本市出展業務委託料は、本県の地理的ハンディなどを抱えております中で企業立地を促進するため、大都市におきまして、本県の魅力や進出のメリットなどをアピールするための事業です。いずれも平成25年度から開始した事業でして、実績につながった事例もまだまだ少ないですが、引き続き行ってまいりたいと考えています。

次の企業立地促進事業費補助金は、立地企業の設備投資に対して助成を行うものでして、予定している5社への助成で2億9,801万1,000円と企業ニーズに迅速に responding していくための枠予算の1億円を合わせまして、合計3億9,801万1,000円を計上させていただいております。その下ですが、コールセンター等立地促進事業費補助金です。こちらはこれまでに進出いただきましたコールセンターなどのオフィスの賃借料や通信回線の使用料、人件費などにに対して助成するもので、予定している8社への助成、1億6,481万6,000円と、先ほどと同様に枠予算の5,000万円も合わせまして、合計2億1,481万6,000円を計上させていただいております。

次の大規模コールセンター誘致推進事業費補助金です。こちらは、大規模なコールセンターなどの受け皿を確保していくために、広いフロア面積など一定の要件を満たす新たなオフィスを建築し、コールセンターなどの事務系企業に賃貸していただきます事業者に対して、補助するものです。平成 27 年度中の完成を予定しております高知市内の物件に対します 2,070 万円を計上させていただいております。

次の 4 の流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金は、団地造成事業に係る特別会計で、来年度に必要となります起債の利子の支払いなどに充てる資金を一般会計から貸し付けるものです。

297 ページをお願いします。債務負担行為につきまして、御説明をさせていただきます。まず、上段の工業団地開発関連事業費に対する補助は、高知一宮団地造成事業に関連して、高知市が行う基盤整備に対して補助するもので、工期が 2 カ年となりますために債務負担をお願いします。

次の企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、立地が決定した企業の建設工事などの設備投資が複数年にわたる場合の指令前着工を防止するための措置をするものです。後に操業開始が近づいた段階で改めて債務負担行為の現年予算化をお願いしますことになります。また、資料にはありませんが、来年度から新たに農業分野に参入する企業等への支援を行い、雇用の場の創出につなげていくため、当課が所管する企業立地促進事業費補助金に、農業分野における支援メニューを新たに追加して、その所要額について予算措置をさせていただいております。

お手元にお配りしております商工労働部・議案補足説明資料の赤のインデックス、企業立地課をごらんください。商工労働部では、県内での雇用の場の創出に向けて、これまで製造業や事務系職場の企業立地に取り組んでまいりました。そうした中で、近年全国的にもさまざまな形態で企業が農業分野に参入してきている事例がありますことから、雇用の場の選択肢をふやすといった視点で、県内外から農業分野に参入する企業等への支援を行ってまいりたいと考えております。具体的な支援策につきましては、資料の中ほどから下のほうになりますが、右側のブルーの枠にございますように、一定の新規雇用者数、そして投資額を補助要件として、新たに補助メニューを追加することとしました。農業分野への企業等の参入につきましては、農業関連団体等とのつながりが強い農業振興部が中心となって調整を行いながら進めていくこととなりますが、商工サイドにおきましても、これまでにつながりのある企業を通じた企業の掘り起こしなど積極的に取り組み、県内における雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。制度の中身につきまして簡単に説明させていただきますと、資料中段の左側が現在の農業サイドの国の制度です。事業者から計画をお聞きしながら、できる限り国への制度に誘導して、採択された場合には、国の制度の補助対象とならない土地取得に要する経費や、県内新規雇用に対する奨励金につい

て、県単独で上乘せ補助を行ってまいりたいと考えております。また、採択されなかった場合につきましては、右側のブルーの枠でお示ししている県単独の補助を適用することによりまして、事業者にとってインセンティブと感じていただくことで、新たな雇用創出につなげてまいりたいと考えています。新しい取り組みでもございますので、事業を進めていく中で、中身も検証しながら必要に応じて見直し等も行なってまいりたいと考えております。

資料②の、当初予算議案説明書の 297 ページをごらんください。次の大規模コールセンター誘致推進事業費補助金は、大規模なコールセンターなどの受け皿となるオフィスを建築し、賃貸する事業者に対する補助ですが、複数年にわたる事業に対応するために措置をするものです。この債務負担行為につきましては、コールセンターの入居の時期に合わせて、現年予算化をお願いすることになります。

以上で、一般会計の御説明を終わらせていただきまして、次に、特別会計を御説明いたします。789 ページをお願いします。流通団地及び工業団地造成事業特別会計ですが、平成 27 年度が 19 億 8,947 万 7,000 円で、平成 26 年度に比べまして、11 億 7,239 万 4,000 円の増となっております。これは、高知一宮団地の造成及び関連工事を計上しましたことが主な理由です。

次のページをお願いします。次に、歳入の主なものを御説明させていただきます。上から 2 つ目の流通団地造成事業収入のうち、財産収入が高知みなみ流通団地及びなんごく流通団地、この 2 つの団地のリース企業 30 社からのリース料による財産貸付収入と 1 区画の土地売払収入を計上しております。その下の諸収入は、起債の利子の支払いに要します経費を一般会計から借り入れるものです。

次の 2 の工業団地造成事業収入のうち、財産収入は、電柱設置に係る土地の貸付収入と香南工業団地及び高知テクノパークの土地売払収入を計上しております。その下の諸収入のうち、他会計借入金は、起債の利子の支払いに要します経費などを一般会計から借り入れるものでして、受託事業収入は、現在、工業団地を共同開発しております高知市と南国市から調査等に要する経費と、香南市からの香南工業団地の維持管理に要する経費に伴う受託収入です。県債につきましては、高知一宮団地に対します 1 億 1,300 万円と南国日章工業団地に対します 1,000 万円を合わせまして、1 億 2,300 万円の起債を計上しております。

続きまして、歳出の主なものを説明させていただきます。次のページをごらんください。右端の説明欄に基づきまして御説明をさせていただきます。1 流通団地造成事業費は、2 つの流通団地の維持管理に要します経費などを計上しております。2 の地方債元利償還金は、流通団地造成事業で借り入れております地方債の繰り上げ償還と利子の支払いを行うものです。下のほうへいきまして、1 工業団地造成事業費は、高知一宮団地及び南国日章

工業団地の開発に要します経費と、香南工業団地及び高知テクノパークの維持管理に要します経費などを計上しております。ここで、高知一宮団地及び南国日章工業団地の現在の開発の状況につきまして、御説明をさせていただきます。まず、高知一宮団地ですが、現在開発面積における約8割の用地を取得しているところです。一方、昨年8月の雨の影響によりまして、開発計画地の南側斜面の対策範囲が拡大したことによる計画の見直しとともに、新たな用地の取得が必要となりまして、若干時間を要している状況でございます。こうした状況のもと、現在高知市とともに残りの用地の取得に向け、地権者との調整や交渉に全力で取り組んでいるところでして、来年度用地取得が完了次第、本体工事に着手してまいりたいと考えております。来年度は、造成工事と高知市から受託して実施する関連公共工事に係る工事請負費の経費につきまして、予算計上をさせていただきます。また、本年度、南国市と共同で着手しました南国日章工業団地につきましては、現在測量設計等を進めているところです。今年度は工事前に必要となります水門調査に係る経費を予算計上させていただきます。現在行っている測量設計等が完了後、地権者との用地交渉に着手し、早期の完成につなげていきたいと考えております。

資料に戻りまして、次に、右の端の説明欄下から2段目の地方債元利償還金、こちらは高知テクノパーク及び南国工業団地の造成事業で借り入れております地方債の繰り上げ償還と高知テクノパーク、香南工業団地、高知一宮団地及び南国日章工業団地で借り入れております地方債の利子の支払いを行うものです。

以上で、当初予算の御説明を終わらせていただきまして、続きまして、補正予算の説明に移らせていただきます。

資料④の補正予算議案説明書をお願いします。補正予算につきましても一般会計と特別会計がございますので、まずは一般会計から説明をさせていただきます。

資料の131ページをお開きください。上から5段目の企業立地課の補正額の欄ですが、3億5,003万6,000円の増となっております。主な理由としては、流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金の増額によるものです。

146ページをお願いいたします。歳出の補正です。右端の説明欄に基づきまして説明をさせていただきます。

1の工業立地基盤整備事業費の工業団地開発関連事業費補助金につきましては、高知市と共同開発を行っています高知一宮団地に関連して、高知市が行う基盤整備に対して補助するものです。今回、高知市が基金で取得しています必要な土地の用地を特別会計で買い戻しを行う予算を2月補正で計上しますことから、そちらに対応するものです。

2の企業誘致活動推進事業費のコールセンター等立地促進事業費補助金は、新たな企業の進出に迅速に対応できますよう、一定の額を確保させていただいておりました枠予算の一部が不要になりましたことと、進出済みのコールセンターの事業費の減などによるもの

です。減額の主な理由として、この補助金は、新規に雇用された従業員の住所地によって、県または市町村から雇用奨励金を支払いしています中で、企業が立地している市町村にお住まいの新規雇用者が多くなり、県の負担が少なくなったことによるものです。

次の3の流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金ですが、増額の主な理由につきましては、流通団地造成事業の起債の償還に必要となります資金につきまして、一般会計から貸し付けるものです。

次の147ページをお願いします。繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。まず、工場立地基盤整備事業費ですが、先ほど御説明した工業団地開発関連事業費補助金につきまして、3,091万2,000円を繰り越しさせていただくものです。企業誘致活動推進事業費は、先ほど御説明した企業立地促進事業費補助金について、1億6,556万8,000円を繰り越しさせていただくものです。これは、今年度の補助対象の企業の中で、補助対象事業の内容の変更や建物工事の着手の遅延などにより、4社の操業開始が平成27年4月以降におくれていることなどから、繰り越しさせていただくものです。

以上で、一般会計の補正の御説明を終わらせていただきまして、特別会計に移らせていただきます。

390ページをお願いします。歳入の補正ですが、上から2つ目の流通団地造成事業収入のうち財産収入につきましては、予定しておりました土地の分譲が実現しなかったため減額するものです。その下の諸収入は、起債償還のために一般会計からの借入金によるものです。

2の工業団地造成事業収入のうち財産収入につきましては、分譲収入が当初の見込みを下回ったため減額するものです。その下の諸収入及び県債につきましては、地方債元利償還金に予定しておりました起債の対象経費が減額となったための県債の減額と、この起債の対象外経費に充当するため、一般会計からの借入金の増額が主なものです。

391ページをお願いします。歳出の補正です。まず、上から3つ目の流通団地造成事業費につきまして、4,423万4,000円の増額をお願いしております。右端の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、1の地方債元利償還金は、一般会計からの借入金によりまして、一括償還を迎える起債の今年度負担を平準化するため、繰り上げ償還額の増額をお願いするものです。下から2つ目の工業団地造成事業費につきましては3,721万円の減額となっております。右端の説明欄の1、工業団地造成事業費は、高知一宮団地における用地取得委託料と南国工業団地における事業損失補償の減額です。高知一宮団地における用地取得委託料は、共同開発の役割分担により、高知市に委託して用地を取得するものであり、今回、先ほど申し上げました南側斜面の対策範囲が拡大したことに伴い、新たに必要となる用地を取得するものでしたが、その用地について、土地の権利関係等を整理するために時間を要しており、今年度の予算執行が見込めなくなったことによるものです。その下の

地方債元利償還金につきましては、分譲収入が見込みを下回ったこと、また、新規借入額の減少と借入利率が見込みを下回ったことによりまして減額になったものです。

次に、393 ページをお願いします。繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。これは、南国日章工業団地に係る用地測量、用地調査及び実施設計の委託料につきまして、地権者や地元住民との調整に時間を要していますことから、9,018万1,000円の繰り越しを行うものです。

以上で、企業立地課からの御説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 農業参入企業の設備投資に対する支援制度は、本当に期待できると思います。熊本県に視察に行かせてもらったときに、企業の農業参入支援が結構進んでいるのも見させていただきました。農業分野において、全国各地の企業が、気象条件のいい高知県に進出して、生産品をその場で加工して売りたいという希望があった場合に、県がある程度工場用地を確保されるのでしょうか。

◎松下企業立地課長 企業等が農業分野へ参入する際に、用地というのはいろいろなケースがあるかと思います。例えば農地でも遊休農地や放作地、または雑種地のようなところを希望されるケースもあるかと思います。そこで、基本となります用地の用意というのは、農地であれば農業サイドに主導を握っていただきながら、私どもは、農業分野への参入の可能性がある企業の掘り起こしなどを行うといった形で、連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

◎依光委員 心配ということでもないですけど、田んぼや畑として使っていないと思っても、基盤整備が入っていたりして工場を建てるのが難しいといったことがあると思います。例えば香美市で言うと、あるショウガの加工業者が工場を大きくしたいと考えて、廃業された工場を買ったのですが、その工場が市街化調整区域に入っていました。市街化調整区域になると、地域の農産物を加工しないといけないといった縛りがあるようです。工場を購入する際に不動産業者が重要事項の説明をしないといけなかったようですが、購入した企業は、前に工場を所有していた企業が都市計画課に正確な報告をしていなかったことにより、容積率とかいろいろなことで、大変な目に遭いました。私は、食品加工はすごく期待のできる分野だと思っていますが、これまで何かもったいないなと感じているところがあります。既存の高知県内の企業でも結構苦労している状況もあるので、香長平野とかも有望だと思いますが、市街化調整区域とかもありますので、ぜひその辺は考慮してもらいたいと思います。

◎松下企業立地課長 依光委員からいただいた質問の中で整理させてもらいたいところがございます。このたび創設する農業参入企業の設備投資に対する支援制度というのは、次世代型の施設園芸でありますとか高軒高ハウスといった農業の生産に係る部分について

も雇用が一定生まれる部分は、支援させてもらいましょうということです。最初に言いました農地の利用というのは、いわゆる農産物の生産に利用される土地ということで、今お示ししていますポンチ絵はその部分です。先ほどお話がありました食品加工の分野というのは、今の企業立地の補助金でも一定の補助要件をクリアできれば、対応できる場所があると思いますし、食品加工については、水の利用の部分でいろいろ条件があろうかと思えますので、工業団地を御紹介できるというのが、我々ができる支援の部分じゃないかなと思います。

それと、市街化調整区域の話をしていただきました。市街化調整区域付近では、実際に土地を引き継いでも、やりたいことができないような縛りがあったり、法調整等いろいろしないといけないということも聞いていますので、そこは十分留意しながら進めていきたいと思えます。

◎武石委員 依光委員が質問した農業参入についてですけど、この資料で御説明いただいた右のほうの国の事業に採択されなかった場合の中で、補助要件の中にある県内新規雇用が5人以上ということがちょっと気になります。さっき商工政策課のところで、建設業の異業種参入でも議論したかったところは、やっぱり農業参入しても人件費がなかなか出せないということで、うまくいっていないケースが多いと思えます。例えば2億円、3億円の工事をやっているような建設会社がニラをつくっても、せいぜい1,000万円ほどの売り上げだと思えます。スタートから金額の規模が全然違うので、どこで人件費を吸収するかという苦悩があります。その現状を踏まえてこの規模で県内新規雇用5人以上というのが、かなり重たいのではないかなと思います。まず1つ目の質問は、ここの新規雇用というのは、パートではなく常時雇用のことでしょうか。

◎松下企業立地課長 県内新規雇用につきましては、いわゆる20時間以上のパートの方についても含むという考え方です。

◎武石委員 パートでも構わないとこういうことですが、5人がフルに毎日仕事をするわけでもないとは思いますが、一般的に考えたら、例えば次世代のトマトの高軒高ハウスの場合、10アールあたり1人の作業員というのが一つのカウントの方法になるんですけど、これが常時5人働くとなったら5反ですね。それから、高知県の圃場整備したところを見ると、農道が周囲にありますので、大体3反が多いと思えます。3反でやったら3人の作業員をパート5人で交代制というのがモデルとして浮かんで来ますけど、じゃあその3反でトマトをつくってどのぐらい収入が上がるのか計算してみると、3反だとトマトが100トンぐらいです。1キロ当たり300円で売れたとして3,000万円の売り上げになると思えます。人件費ですが、例えばパート1人当たり150万円としても3人だと450万円、5人だと750万円になります。そのぐらいの売り上げに対して人件費がどんとのってくる。それでは経営がかなり厳しくなることも予測されます。今は高軒高ハウスのトマトを当ては

めましたが、高軒高ハウスじゃないとなるとさらに生産量が減るし、それから、例えば3反ぐらいで高軒高ハウスをやってもスケールメリットが出ないので、かえって設備費が高いだけでやらないほうがましということになるので、高軒高ハウスじゃない普通の高さのハウスにならざるを得ないと思います。話をまとめると、この規模で新規雇用を5人というのは、ちょっとハードルが高いと思います。せめて3人ぐらいならいけるのではないかと思いますけど、ここの補助要件についてどういった御所見をお持ちでしょうか。

◎**松下企業立地課長** 野菜といいますか施設園芸も含めた生産者というのは、規模が小さいところが多く、規模が大きくなるほど数が少なくなっていく三角形のような形をイメージした上で、農業サイドと話をさせていただきました。個人の農家の方と、もう少し人数が多い小規模農家というのは、従来の農業サイドの支援制度ないしは、国の支援制度があると思います。私ども商工労働部は、新規雇用の創出を目的として、少しハードルは高いかもしれないですけど、雇用も付随するものも何とか支援していこうということで、補助率も45%という設定をさせてもらいながら、農業サイドと調整して今の制度をつくっているというところです。先ほど説明させていただきましたように、全く新しい取り組みですので実際に取り組んでいく中で、委員がおっしゃったような声が出て来ることもあろうかと思えます。そこは農業サイドと調整しながら補助要件も含めて考えてまいりたいと思っております。

◎**武石委員** ぜひお願いします。それなりの規模で補助を受けている農業法人でも、若い人を2人雇っているだけで人件費が大きな負担になっています。それを5人雇いなさいと言われてもこれはなかなかハードルが高いと思います。雇用の増大も大事ですけど、農業サイドとも協議しながら弾力的にお考えいただきたいというお願いをして終わります。

◎**西森（雅）委員** 工業団地の造成事業費のことでお伺いしたい。高知一宮団地に関してですが、平成28年度の方譲開始を予定しているということですが、坪単価はどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。

◎**松下企業立地課長** 平成28年の工事完成を目指しているところですが、まだ分譲単価を具体的にはお示しはできないのですが、10万円を超えるような団地は使っていただくことは厳しいと思います。

◎**西森（雅）委員** あと、南国日章工業団地は、実施設計段階ということですが、分譲する企業の業種について、製造業が中心になっていくのか、ほかの業種にも分譲するのは、これから議論されていくとは思いますが、現時点でどうですか。

◎**松下企業立地課長** 高知一宮団地のほうはニーズが高かった製造業のみとなっていますが、南国日章工業団地につきましては、入居いただける業種も含めてこれからになってきます。先般空港からの道路もできて流通の利便性も高いところですので、南国市とお話ししながら進めていきたいと考えています。

◎西森（雅）委員 工業団地に関してはまだまだニーズがあると思います。多くの事業所から今の所在地から移りたいという声もたくさん聞いています。ただ、移る場所がないという状況です。今後、そういった工業団地の適地の調査に関してはどのように考えているのでしょうか。

◎松下企業立地課長 高知一宮団地と南国日章工業団地をいかに早く仕上げるかということが重要ではありますが、委員からのお話のように、工業団地のニーズというのも高こうございます。先ほど予算の中でも説明させていただきましたが、市町村の意向を踏まえて、新たな団地を開発するための条件調査事業に対して補助をしながら適地を探していこうと思っています。先ほどの話に戻りますが、高知一宮団地と南国日章工業団地もできるだけ早く進めていく中で、今後の団地整備、企業誘致の活動の状況だとか、県内企業のニーズも改めてお聞きしながら必要性も含めて行ってまいりたいと思います。

◎西森（雅）委員 いろんな企業に聞いてみると、金額的なことであると思いますが、行政が開発した工業団地に入れば一番いいけれど、なかなか入居できないので、民間が開発した工業団地への移転を検討される企業もたくさんあります。しかし、民間が開発した工業団地では、単価が13万円、14万円と高額になるので、やっぱり移れないという声も聞かれます。これからも団地を開発するための条件調査をしていくということですけども、いろんなところで意見も聞いていただいて、時間もかかるとは思いますが、市町村とも連携をとりながら、さらなる工業団地の開発を進めていってもらいたいと要望しておきます。

◎米田委員 特別会計の補正で財産収入の土地売払収入が3億3,000万円減額されていますが、平成27年度に同じ項目で3億3,000万円収入となっています。これは平成27年度売り払いができるという理解でいいのですか。

◎松下企業立地課長 予算計上の際はできるだけ土地の売り払いをもって収入につなげていきたいという思いといたしますか、実際に企業と交渉している中で可能性を見つけて予算計上しましたが、結果的に補正で減額することになりました。しかしながら、来年度、何とか用地を売っていきたいということで、引き続き予算をつけさせてもらいたいと考えています。

◎米田委員 それは高知みなみ流通団地となんごく流通団地に分譲地があるのに、何年も売れないということですか。

◎松下企業立地課長 特別会計の分譲収入の予算計上につきましては、香南工業団地で現在、契約できているもの、間もなく契約するものが、全体面積の7割ぐらいとなっておりまして、分譲中の土地が3割ございます。そちらを売り払った場合の額となります。

◎米田委員 高知みなみ流通団地にもありますか。

◎松下企業立地課長 高知みなみ流通団地には1区画ございます。そちらのほうも何とか

分譲してまいりたいと思います。

◎**米田委員** 香南工業団地はいろいろあったのだと思いますけど、高知みなみ流通団地は、何年も売れ残っているのですか。

◎**松下企業立地課長** 高知みなみ流通団地につきましては、あと1区画となっています。香南工業団地につきましては、昨年1月に公募をして、売り始めたばかりです。

◎**米田委員** 高知みなみ流通団地のほうも売り始めたばかりなのでしょうか。

◎**松下企業立地課長** 高知みなみ流通団地は少し時間がたっていますが、あと1区画という状況になっております。

◎**米田委員** わかりました。一宮とか日章の工業団地の造成についてですが、金額も大きいし、大事な事業なので、口頭ではなく資料を出していただかないといけない。事務局からは参考の資料をもらっていますが、執行部からは正式に資料をいただいている。後でも構いませんので、資料をください。

◎**松下企業立地課長** 両方の団地の整備についてのペーパーを至急回させていただきます。

◎**米田委員** だんだん企業の農業参入が出てきましたけど、議案補足説明資料の表を見たときに、国の助成事業に採択された場合とされなかった場合と書いてありますが、採択されない可能性もあるのでしょうか。採択されなかった場合は、県が単独で国の事業分も一緒に見るという提案でしょうか。

◎**松下企業立地課長** 資料左側の制度は、農業振興部のほうの農業に対する国の制度です。事業者には、できるだけ国の制度を活用していただくようにお話ししながら、どうしても国のケースに乗っかれなかった場合については、資料右側の県単補助で支援をさせていただくということことです。

◎**米田委員** この資料左側と右側の助成事業の中身は違うのでしょうか。もし、国の助成事業に採択されなかった場合、右側の県単補助事業でも金額は一緒という意味ですか。

◎**松下企業立地課長** 左側の国の制度を活用した場合は、プラスの下のブルーの枠で囲っている分が、県単で上乗せ補助する分になってきます。国の制度には、土地取得に要する経費が対象経費になっておりませんので、それは県単で上乗せをしてみたいと考えています。一番下の雇用奨励金は県単の補助制度で、国の制度を活用しても上乗せをしてみたいという制度です。右側の国の助成事業に採択されなかった場合、このブルーの部分というのは、まさに県単の補助事業として、上から5行目ぐらいが補助対象経費で、こちらは土地の取得に要する経費が最初から入っている形になっております。土地取得に要する経費の助成については、整合性をとった形です。

◎**原田商工労働部長** 補足的に言いますと、まず、予算の枠とかいろんな事情で国の助成事業にどうしても採択されなかった場合でも同じような支援をさせていただくというのが基本です。今、言いました土地とか、雇用奨励金は一緒にしています。ちょっと違います

のは、表の左側の率を見ると国の補助率が2分の1で右側の県単の補助率が25%と加算分が20%で最大45%になっています。どうしても既存の支援スキームとのバランスを取らないといけないということもありましたので、最大45%といったような形になっていますが、基本的には、同様の支援をしたいという発想からきています。

◎米田委員 私は同様の支援をしたほうが良いとは言ってなくて、国の助成事業は、例えば農業用機械等も補助対象に入っています。国の助成事業に採択されなかったら、それを含めて県単で見るとということになるわけでしょう。持ち出しがふえますよね。

◎原田商工労働部長 そこは政策の判断もあろうかと思いますが、例えば時期的にどうしても同一年度に複数の対象が出るとかいったような場合も当然想定されます。さっき言いましたように、原則は国の助成制度を活用していただくということもございしますが、一定担保しておきたいなということがあります。

◎米田委員 意味はよくわかります。ただ、県民から見たときに、県単で助成する場合に、国庫補助の上乗せでやるのと国庫補助の分も含めてやるのでは、全然違いますからね。だから、そういうことがわかるような資料もいただきたいし、そういう説明をしてくれないといけないのではないかと思います。農業振興部との関係もありますけど、素人が見てもわかるようにもう少し明確にしていきたいと思います。

国の助成制度は、民間企業そのものを対象にしていらないですよ。私たちは民間企業が農業分野に参入することについて非常に慎重な立場ですし、注目をしているわけです。しかもこの場合は、県外の企業を誘致するという事になっています。次世代型こうち新施設園芸システムには三十数億円かけていますし、誘致した企業が撤退することになると大変ですので、企業信用調査という項目もありますけど、余り安易に企業を誘致するのではなく、商工労働部サイドは厳しい状況にもたえ得る、信用も保障できる企業を誘致することが必要じゃないかなと思います。

◎松下企業立地課長 こちらの制度自体は県外企業に限ったものでなく、県内企業がやる場合も同様です。それと、既存の企業立地の補助金の中に農業参入のメニューを入れて新たな制度をつくった形になりますが、委員がおっしゃったように、県外から進出する企業については、しっかり信用調査もしながら企業の中身を十分精査しながら取り組んでいきたいと思っております。

◎米田委員 農業振興部が主体になって考えないといけないと思いますけど、進出しようとする企業が、このシステムの心臓部を握っているわけです。そういうことからすると、なおさら重要な事業になります。共同してやろうとしているわけですので、ぜひ慎重に対応していただきたいと思います。

◎樋口委員 このブルーの部分は貴課の予算になるわけですか。

◎松下企業立地課長 企業立地課のほうで予算を要求しております。

◎樋口委員 この内容を見たら、本来は農業振興部で予算をつくるべきじゃないですか。

◎松下企業立地課長 県内外の企業進出に伴って、新たな雇用の創出・拡大を図ることが目的ということで、今回は企業立地の補助金のほうに整理をさせてもらったというところ
です。

◎樋口委員 おかしいと思いますけど、もういいです。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

ここで、3時20分まで休憩をしたいと思います。

(休憩 15時02分～15時19分)

◎上田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど、金子委員、米田委員から出ておりました工業団地の関係の資料をお手元に配布
しておりますので、御了承いただきたいと存じます。

〈雇用労働政策課〉

◎上田委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

なお、予算議案と関連しますので、報告事項の「あったか高知・雇用創出プラン」の執
行状況についても、あわせて説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受
けることとします。

◎近澤雇用労働政策課長 平成27年度当初予算、平成26年度補正予算、条例議案の計3
件の議案を提出しております。また、議案に関連して報告事項1件がございます。一括し
て御説明させていただきます。

まず、お手元の資料②の当初予算議案説明書の266ページをお願いします。中ほどの雇
用労働政策課をごらんください。平成27年度予算は14億8,058万2,000円で、前年度当
初予算と比べますと23億3,541万6,000円の減となっております。減額の主な内容とし
ては、緊急雇用創出臨時特例基金事業におきまして、起業支援型地域雇用創造事業が平成26
年度で終了しますことから減額しているものです。

次に、歳入のほうを御説明します。298ページをごらんください。ここで、平成26年度
と比べまして大きく変わっているものを御説明します。299ページをお願いします。12の
繰入金の8緊急雇用創出臨時特例基金繰入は、先ほど御説明したように、一部の事業が終
了したため減少しているものです。

続きまして、300ページをお願いします。15の県債は、高等技術学校の耐震改修工事が
終了したため、高等技術学校施設等整備事業債が減少しているものです。

次に、歳出を御説明します。301ページをごらんください。雇用労働政策費の主な内容
を右端の説明欄で御説明します。人件費のほうは省略して、まず、2の労働政策総務費で
すが、302ページをお願いします。地域人づくり次世代育成支援事業委託料ですが、労働

関係諸制度の周知や従業員の定着率に関する調査・助言、ワークライフバランスの促進を目的に、高知県社会保険労務士会に委託して実施するものです。

ファミリー・サポート・センター運営費補助金は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターを設置している市町村に対して運営費の補助を行うものです。

次の出産後の女性再就職促進事業費補助金は、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中、女性の活躍を促進し、労働力確保につなげて経済の活性化を図るため、出産を機に退職した女性を正規職員として雇用した事業主に対して、一時金を支給するものです。平成26年度の実績等を考慮し、要件を見直した上で実施したいと考えております。

3の訓練管理費ですが、県や民間の職業訓練施設の訓練生に対するキャリアコンサルティングや就職相談などの支援を行う能力開発支援相談員を配置する経費などを計上しております。

続きまして、303ページをお願いします。4高等技術学校費は、高知・中村の両高等技術学校において、新規学卒者及び若年離転職者に対し、就職のために必要な技能と知識を習得させるための訓練を実施するものです。

その下の5の高等技術学校施設等整備事業費の改修工事設計委託料は、高知高等技術学校実習場内に女子トイレを設置するための設計業務を委託するものです。

304ページをお願いします。6の職業訓練費をごらんください。職業訓練委託料は、民間の教育訓練機関に委託して、ITや経理、介護分野の資格取得を目指した訓練を59コース、定員885人で実施する計画としております。さらに、年間を通して切れ目なく訓練を実施するために、介護福祉士養成コースなど、年度をまたぐコースを設定して、債務負担を行うこととしております。

次に、託児サービス提供事業委託料ですが、就学前の児童の保護者が職業訓練を受講する場合に児童を預かる託児サービスを実施するものです。

次に、地域人づくり人材育成研修事業実施委託料ですが、これは接遇やコミュニケーション力といったキャリア形成に必要な能力を養う研修を行う企業に講師を派遣するなど、人材育成を支援するものです。

次の7技能開発向上対策費をごらんください。この事業は、技能労働者の確保・育成及び職業能力の向上を図るものです。まず、ものづくり名人派遣事業委託料では、次代を担う若者や県民にもものづくりの機会を提供することにより、技能を尊重する社会づくりの実現を図ることを目的に、学校や地域の団体等に熟練技能者を派遣するものです。

次に、地域職業訓練センター管理運営委託料は、県が平成23年4月から運用している地域職業訓練センターの管理運営の委託料です。

高知県職業能力開発協会補助金は、この協会が行う技能検定の実施に要する経費の一部

を補助するものです。

次の8雇用促進対策費ですが、U・Iターン事業やシルバー人材センターの育成を図るための助成を実施する予算となっております。また、産業振興計画の人材確保育成の取り組みとして、県内外の大学生の県内就職を促していく経費を計上しております。

305 ページのほうをお願いします。上から2つ目、就職情報発信等委託料は、県外に進学している大学生等に対して、ダイレクトメールで高知県の就職情報を発信するなど、県内へのUターン就職の促進を図るものです。

就職フォーラム参加負担金は、四国地方産業競争力協議会の4県連携プロジェクトとして、四国4県合同で開催する企業説明会や就職支援会社が実施する大学生向けの合同企業説明会に参加するものです。

高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金は、シルバー人材センターの育成と設立を促進するため、公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会の運営に要する費用を助成するものです。

次の9地域産業担い手人材育成事業費は、高校生の企業実習、企業の技術者による技術指導等を通じて、将来の地域産業を支える担い手の育成と若年労働力の確保を図ることを目的に、平成20年度から実施しているものです。

10の中高年求職者対策事業費ですが、中高年を対象とした企業体験実習の実施に係るものです。この事業は、国の施設でありますハローワークジョブセンターはりまやにおきまして、県と国が一体的に求職者サービスを実施することで、利用者の利便性の確保と再就職の促進を図るものです。

11の戦略産業雇用創造プロジェクト事業費は、国の補助事業を活用して、ものづくりや食品産業での雇用拡大を図る取り組みを実施するもので、雇用労働政策課のほうでは、事業が円滑に実施できるように管理を行うための経費や仕事を求める方を企業などでの研修を通じて就職につなげていくなどの経費を計上しております。

次に、12の緊急雇用創出臨時特例基金事業費について説明をさせていただきます。関連しますので、報告事項の基金事業も合わせて御説明をさせていただきます。

商工労働部報告事項資料の赤のインデックス、雇用労働政策課の1ページをごらんください。総括表の下の表をごらんください。平成27年3月1日現在の緊急雇用創出臨時特例基金事業を載せております。表の一番右下をごらんください。7年間の合計で、県と市町村を合わせて事業数3,529件、新規雇用1万3,745人、事業費は約168億円余りとなっております。これらの事業を実施するための基金総額につきましては、表の左の枠の中をごらんください。全体で167億2,470万円となっております。平成27年度につきましては、地域人づくり事業を活用し174件、122人、6億円余りの事業を実施してまいります。平成27年3月1日現在の計画で1万4,795人の雇用が見込まれておりまして、目標達成に向

けまして、着実に取り組みを進めております。

それでは、債務負担行為を御説明します。資料②の 307 ページをお願いします。債務負担行為ですが、まず、調理業務等委託料は、高等技術学校で調理業務を委託するについて、2年間の契約を行うものです。また、職業訓練委託料は、民間の訓練校への委託訓練について、年度をまたぐ訓練コースの設置に対応するためのものです。

以上で、平成 27 年度当初予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成 26 年度の補正予算について御説明いたします。資料④の補正予算議案説明書の 131 ページをお願いします。全体では 8 億 5,190 万 1,000 円の減額補正となっております。

主なものを御説明します。150 ページのほうをお開きください。まず、1 の労働政策総務費をごらんください。出産後の女性再就職促進事業費補助金ですが、先ほどの当初予算で御説明しましたとおり、実績を踏まえて減額をするものです。

次に、3 の高等技術学校施設等整備事業費をごらんください。こちらは耐震改修工事の入札残を減額するものです。

151 ページをお願いします。次に、4 の職業訓練費をごらんください。職業訓練委託料ですが、これは職業訓練受講生が訓練終了前に就職や自己都合により途中退校されることなどに伴い、委託費の執行見込み額が減少したため減額するものです。

次に、5 の雇用促進対策費をごらんください。U I J ターン就業支援補助金（地方創生）は、国の平成 26 年度補正による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用するもので、経営をサポートできる人材や、技術者として豊富な経験を有する中核人材を都市圏から地方へ受け入れやすくするため、該当する人材に企業が支給します給与の一部を補助するもので補正をお願いしております。

次に、6 の就職支援相談センター事業費は、ジョブカフェこちらの取り組みです。主に若年求職者等を対象に、就職情報の提供や相談、就職のための仕事体験講習などを実施しております。国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用するため、増額の補正をお願いするものです。

次に、7 の戦略産業雇用創造プロジェクト事業費をごらんください。戦略産業雇用創造プロジェクト事業推進委託料は、プロジェクトを総括する事務局職員の人件費や、企業での研修を通じて就職を目指す求職者の人数などが当初の見込みを下回ったことに伴い、委託費の執行見込み額が減少したため減額するものです。

次に、8 の緊急雇用創出臨時特例基金事業費をごらんください。緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料は、粋事業分が当初の見込みを下回ったため減額するものです。緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金は、市町村補助金が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

続きまして、152 ページをお願いします。国庫支出金精算返納金は、平成 25 年度末で緊急雇用事業重点分野雇用創造事業及び震災等緊急雇用対応事業が終了したことに伴い、事業費の精算を行い、差額を国に返還するため補正をお願いするものです。

続きまして、153 ページをお願いします。繰越明許費です。これは先に補正予算のところで御説明したとおり、国の交付金を財源として実施する事業の経費であるため、繰り越しの承認をお願いするものです。

以上で、補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例議案を御説明します。お手元の資料⑤の 71 ページをお開きください。

第 68 号高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。これに関連します資料として、商工労働部議案補足資料説明資料の赤のインデックスの雇用労働政策課の 33 ページをお願いします。中ほど下のツリー図をごらんください。高等技術学校におきます普通職業訓練には、普通課程と短期課程がございます。このうち、短期課程の中に在職中の方を対象とした訓練である在職者訓練を位置づけ、高等技術学校において実施しております。また、短期課程には実施する際の基準が職業能力開発促進法に設けられておりまして、訓練時間につきましては、12 時間以上を設定するよう定められております。この在職者訓練につきましては、業界団体の事業主の方からも一定の評価をいただいておりますが、12 時間未満の訓練を望む声が多くあり、今年度は試験的に 5 コースの訓練を実施しましたが、受講者数、資格取得率ともに高い効果を上げております。これを受けまして、来年度より、12 時間未満の訓練を正式な職業訓練として広報を展開していくため、普通職業訓練以外の職業訓練として条例に明記し、あわせて受講料につきましては、受益者負担の原則から、現在実施しております在職者訓練と同様、実費をもとにした額の受講料を徴収するものです。

以上で、雇用労働政策課の議案説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

◎米田委員 条例のほうですけど、今年度の在職者訓練について、事業者の判断によると思いますけど、受講料は事業者が持ったりするケースがあるわけですかね。

◎近澤雇用労働政策課長 基本的には職務として携わられる訓練生ですので、会社側の負担になろうかと思えます。

◎米田委員 訓練の中身ですが、どういう資格のもので、ニーズはあるのでしょうか。

◎近澤雇用労働政策課長 昨年 5 コースを実施しておりまして、実施したコースを挙げますと、いわゆるアーク溶接特別教育コースというのがございます。これが 6 時間研修で対応できるということで実施しておりまして、定員 10 名に対して 9 名の充足となっております。それから、もう一つ取り上げますと、これは技能検定の受検向けの講習ですが、金属塗装の実習課程ということで、時間数は 4 時間ですが、これも定員 5 名に対して 5 名とい

うことで、短時間の訓練ですが、かなりニーズがあると思っております。

◎**米田委員** 産業界からの要請ということで、やっぱり余り大きくない企業を含めて、そういう人材を得ようというか技術というか、事業者側からもニーズがあるわけですね。

◎**近澤雇用労働政策課長** 高知高等技術学校の訓練指導員等が、企業を回ったりして、経営者のお声をお聞きして、そういったニーズを吸い上げてきて企画したところはございます。

◎**米田委員** あと、教える側のほうは、労働条件、教育条件は変わらずに対応はできるのでしょうか。スタッフが足りないということはないですかね。

◎**近澤雇用労働政策課長** 実際、訓練を実施する曜日は、土日にかかる場合もございますが、その場合は、できるだけ振りかえ休暇という形で対応をしていただくことで対応をしております。

◎**米田委員** 一定、県民の声にも応えた事業ですので、恒常化していく可能性がありますので、振りかえ休暇では、平日の勤務状況にも影響があるので、人員体制については、皆さんとよく協議をして、必要であれば人員を配置していただきたいと思います。

◎**近澤雇用労働政策課長** 訓練指導員の対応、それから、いわゆる非常勤としてワンポイントで来ていただいている方もいらっしゃいますので、現場の声を十分聞きながら無理のいかない範囲で拡充していきたいと思っております。

◎**金子委員** 出産後の女性再就職促進事業費補助金ですけれども、これは非常に大事な事業ですが、補正で3,000万円減額となっています。積極的に取り組んでいただきたいですが、県内企業へのこの制度の周知・啓発などの取り組み状況も踏まえて、3,000万円減に至った原因を教えてください。

◎**近澤雇用労働政策課長** 今年度の当初予算でお認めいただきました4,000万円は、約200人の新規雇用を目指すべしで予算を立てたわけでございますけれども、これは雇用労働統計等から推測して、新規雇用者マックス200人ということをまず想定しておりました。1年目ということで、かなり積極的に各団体等の総会などに参加させていただいて説明をさせていただくとか、県内全ての商工会議所・商工会を回りまして事業のPRもしてまいりました。それから、特にそういうニーズが多いであろう医療関係とか介護関係の団体への県の事業説明会、他の課の事業説明会にも便乗させていただいてPRをしたり、それからラジオに生で出演してPRしたりとかいうことで、ことし1年は、かなりPRを続けてまいりました。結果的に、申請があったのは14件、交付決定も14件ということで280万円の実施になったところですが、手探りで始めた部分もありまして、実態と若干かけ離れた要件の設定があったのではないかという反省をしております。まず要件的には、小学校3年生以下の子供を養育されている方が再就職された場合という設定をしておりますが、それも小学校6年生までの方も再就職を望まれている方は結構いらっしゃるという

実態もわかりました。それから、いきなり家庭から職場に入るのに正職員はちょっときついで、パートとして半年勤務した後に正職員になる条件で入る方も結構いらっしやるといふ実態がだんだんわかってまいりましたので、来年度はそういった面を要件的に改善して、できるだけ多くの企業に利用していただいて、女性の再就職、正職員への雇用をふやしていきたいと思っております。

◎金子委員 新しい事業で、これは一つの目玉事業だと思います。1年目ということで、一生懸命努力されて啓発にも努められたということでも、なかなか1年ぐらいでは周知・徹底できない部分があると思いますが、これをさらに進めていただきたい。場合によっては、次の補正で増額補正するような取り組みになるぐらいに気合いを入れてやっていただきたいと思いますが、それは部長にお伺いします。

◎原田商工労働部長 委員のおっしゃるとおりだと思います。平成26年度も詳細に試算をして200人は間違いなくいるだろうということで取り組んでおりましたが、課長が先ほど説明したように、最初から正規雇用で再就職するという方はなかなかいらっしやらないようです。ですから、そこは企業の方に実態を聞きますと、やっぱり最初は非正規なり時間勤務で入って来られて、その後正規というケースが一般的なようです。そういうことから今後は要件を緩和しようと思っております。それから先ほども言いました小学校3年生から6年生といったような需要があるということも、かなりの企業を回ってお聞きしております。また、この事業では、簡単ではありますが、事前に労働局に提出する計画をつくらなくてはなりません。それに難色を示される方もいらっしやいますので、簡単にできるといったようなことも指導する必要があると思っております。そういった実態もわかりましたので、来年度はそういうこともきちっとやりながら、よりニーズを高めて、対応していきたいと思っております。

◎上田委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

《商工労働部》

◎上田委員長 続いて、商工労働部から、2件の報告を行いたいという申し出がっておりますので、これを受けることにします。このうち、先ほど予算議案とあわせて説明がございました1件については省略をいたします。

〈商工政策課〉

◎上田委員長 第2期産業振興計画（商工業分野）の取り組み状況について、商工政策課の説明を求めます。

◎吉本商工政策課長 それでは、本年1月20日に産業振興計画フォローアップ委員会、第2回商工業部会を開催しましたので、その概要について御報告させていただきたいと思っております。お手元に配付しておりますA3を折った2種類の資料があると思っております。

産業成長戦略の概要（商工業分野）、同じく、産業成長戦略の主な取り組み及び平成 26 年度の取り組み状況を記載しております産業成長戦略の取り組み進捗状況の資料をもとに、御説明をさせていただきます、委員の皆さんに御議論をいただいたところです。

まず、1 表の産業成長戦略の概要（商工業分野）の資料をごらんください。商工労働部の主要事業の内容につきましては、先ほど各課長から御説明したので省略させていただきますが、こちらの資料のものづくりの基盤整備、一番上の矢印になりますけれども、ものづくりの基盤整備、ものづくり、販売の拡大（地産・外商）という 3 つの柱立てによりまして、ビジネスプランづくりから商品開発・販売促進まで一貫した支援に取り組むことを御説明させていただきました。商工業部会員の方々からの主な意見として、事業承継につきましては、事業仕分けはまさに経営そのものである。事業者から相談があった場合は、さまざまな施策でサポートしていくことが重要である。また、求人・求職ニーズの把握と人材マッチングの仕組みづくりが重要である。後継者がいないのは結果であり、より深い原因・課題をつかむことが必要であるという御意見をいただきました。

それから、成長分野の育成につきましては、成長分野の研究会の事業者はマーケットインの視点で相談を求めており、そういった視点に対応してアドバイスする仕組みが重要である。また、商品の市場で生きていくためには、商品の独自性、新規性が必要なもので、ものづくりのアドバイスについては、より付加価値をつけることのできる人材を活用していくことが重要である。それから次に、紙産業の振興につきましては、加工工程が県外に流出している現状がありますので、紙産業を本格的な産業クラスターとして生かしていくためにはどのようにするのかといった検討が重要である。また、力のある企業を数社育てて、紙産業の裾野を広げていくという方法もあるのではないかというふうな御意見をいただきました。

全体としては、本年度の進捗状況と平成 27 年度の取り組みの方向については、御了承をいただいたところです。

商工業部会の概要につきましては、以上です。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

（な し）

◎吉本商工政策課長 午前中に御質問のありました何点かをここで御報告させていただきますと思います。

まず、休廃業件数の推移です。平成 23 年から平成 26 年ですけれども、平成 26 年度の数字はまだ発表されておられません。平成 23 年度の休廃業件数は 175 件、平成 24 年度は 173 件、平成 25 年は 215 件です。

次に、建設業新分野進出アドバイザーの経歴でございまして、中堅の建設会社の元管理部長をされている方で、経理等に非常に精通されており、その経験を生かしてアドバイス

をされているということです。

次に、新分野進出企業 273 社で、現在も新分野進出企業数でございます。現在、新分野への進出企業数の十分な把握はできておりません。その都度、実績のある企業を積み上げてきて 273 社になってございます。そして、来年度につきましては、今までのように新分野に進出する企業だけではなく、既に進出している企業の状況把握も行っていくということで、直接企業を訪問して経営状況についてもお聞きするように考えております。私も直接その企業を訪問、建設業者を訪問させていただきまして、実態把握に努めたいと考えております。汗をかいてこの事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎上田委員長 今回の報告というか、答弁について、何か質疑はございませんか。

以上で質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

委員の皆様にお諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、以後の日程につきましては、明日午前 10 時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。お疲れさまでございました。

(15 時 54 分散会)